

会 報

公認会計士三田会



慶應義塾・実学教育の充実強化

—塾出身士補合格通算29年間首位—

慶應義塾長 鳥居 泰彦

本年度も慶應義塾大学が、公認会計士第2次試験の合格者数で136名を数え、昭和45年以来、「通算29年間」「連続26年間」首位を守ることとなりました。

誠におめでたく、ご同慶の至りであります。新しく会計士補となった方々の今後のご活躍を期待致します。

昭和23年に日本で公認会計士制度が制定されてからすでに50年以上が経過致しましたが、公認会計士を取り巻く環境は、ここ5年間で過去にない程、著しく変化しております。

経済のグローバル化に伴う国際会計基準への対応と並行して、国内でも連結会計制度の改正、時価会計の導入、キャッシュ・フローの計算書の導入など、多くの制度上の改正が行われました。

また、新しい会計基準への対応だけでなく、監査の品質向上のための取り組みも、着実に進められていると聞いております。さらに、インターネットを利用した新しいビジネス形態が続々と現れてきており、監査技術・手続きもそれに伴って変化せざるを得ないことが予想されます。

慶應義塾大学でも、このような激しい環境変化に対応するために、2000年4月にプロジェクト型研究拠点として、G-SECを開設致しました。G-SECは、政治・経済分野、都市・情報分野、

文化・教育分野に関する政策研究を行い、広く世界に発信することを目的とした研究空間です。

教育面に関しても、近年のビジネス界の激しい流れに対応すべく、より一層の実学教育の充実・強化に取り組んでおります。

会計研究室と司法研究室が国家試験受験者を対象とした活動を行っていることは、すでにご承知のことと思いますが、学部単位でも、たとえば、商学部では、2年生を対象とした短期インターンシップ科目「社会との対話」を昨年度より開校致しております。

経済学部と商学部で、実務家によるオムニバス形式の授業である経済広報センター寄付講座を三田で開校していますし、メディア・コミュニケーション研究所でも、各界の第一人者による講演会を頻りに開催しており、学生に世の中の最先端の動きを伝える努力をしております。

このような流れから、今後は産学連携の傾向がより一層、進んでいくものと思われます。

公認会計士三田会の皆様には、引き続き、さらなる暖かいご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い致します。

また、新しい100年間に向けて、公認会計士三田会が、益々発展するとともに、今後の皆様のさらなるご活躍を期待しております。

公認会計士三田会・会報（25号）

—平成13年1月30日発行—

—目 次—

1. 慶應義塾・実学教育の充実強化……………慶應義塾長 ……鳥 居 泰 彦 ……1 A
—塾出身士補合格通算29年間首位— (昭36経済41経博卒)
2. 「IT戦略会議」の具体的推進……………衆議院議員 ……中 川 秀 直 ……3 A
—森第2次内閣のIT革命の推進— (昭41政治卒)
3. 文部大臣科学技術長官として……………衆議院議員 ……大 島 理 森 ……5 A
—塾出身『文部大臣』連続の就任— (昭45法学卒)
4. 『合併会計選択論』発刊に当たり……………商学部教授 ……黒 川 行 治 ……7 A
—日本公認会計士協会学術賞受賞— (昭50工57商博卒)
5. 『矜持を以って、改革に勇を。』……………昭37経済卒 ……住 田 光 生 ……9 A
—『凜たる公認会計士制度を築く』— (公認会計士)
6. 国際会計事務所の系列化の展望……………昭42経済卒 ……青 木 雄 二 ……11 A
—監査法人『ビッグ4』実現事情— (公認会計士)
7. 学校法人会計基準実務の問題点……………昭46経済卒 ……吉 島 一 良 ……13 A
—消費支出準備金の繰入と取崩額— (公認会計士)
8. ベンチャー時代の株式公開業務……………昭49商学卒 ……加 藤 晶 春 ……15 A
—市場間競争がもたらせた光と影— (公認会計士)
9. <社中交歓>
 - ①国際会計基準を巡る最近の動向……………昭51商学卒 ……山 田 辰 己 ……17 A
—国際会計基準委員会の組織改革— (公認会計士)
 - ②今、日本の公認会計士が変わる……………昭52経済卒 ……小 見 山 満 ……19 A
—最近の公認会計士業界状況変化— (公認会計士)
 - ③自治体の監査委員連続就任記録……………昭36法学卒 ……茂 木 信 ……21 A
—『杉並区監査委員公認会計士』— (公認会計士)
 - ④新潟市包括外部監査人での経験……………昭42法学卒 ……近 野 茂 ……23 A
—公認会計士登用外部監査人契約— (公認会計士)
 - ⑤理工卒から3次試験合格迄の道……………平4理工卒 ……越 智 多 佳 子 ……25 A
—公認会計士監査業務での体験談— (公認会計士)
 - ⑥監査法人業務での女性の必要性……………平10商学卒 ……瀬 戸 口 祥 子 ……27 A
—最近における女性進出の優越感— (会計士補)
10. 通算29年間の士補合格首位堅持……………昭22経済卒 ……西 野 清 ……29 A
—1970年～2000年迄の31年の間で— (公認会計士)
11. 義塾の近況について—平成12年から—……………慶應義塾塾員課 ……34 A
12. 石川忠雄先生文化勲章・森改造内閣……………三田会編集局 ……35 A
13. 2次試験年度別合格・10大ニュース……………三田会編集局 ……36 A

「IT戦略会議」の具体的推進 —森第2次内閣のIT革命の推進—



衆議院議員 中川 秀直

● 小渕恵三前総理の突然のご入院、内閣総辞職を受け誕生した森総理は、内閣発足直後「これも天命下るといふことか」と感想を漏らしました。

第2次内閣発足後4ヵ月、森総理と二人三脚で「日本新生」のために全力疾走を致しました。森内閣は「経済」「社会保障」「教育」「行政改革」「外交」の5つの「新生」を掲げていますが、中でも「経済新生」の大きな柱になっているのが、「IT革命の推進」です。

内閣のIT担当大臣は、関係法案が多省庁にまたがり、総括的な方策が必要となることから、官房長官が任命されることとなりました。

所謂「IT革命」とは決して最近始まったものではありません。1944年、弾丸の軌道計算を迅速にするためという目的で「電子計算機」が作られて以来、軍事情報のネットワークを端緒として今日のインターネットが発達してきたのです。

● 欧米の識者の中には、IT革命はもう最終段階を迎えており、これからはむしろバイオテクノロジーが技術革新の中心になると言う方もいます。

しかしながら、IT無くして、ヒトゲノムの解読などバイオを含め現代の先端的な科学技術の発展は有り得ませんでした。

また、そうした専門的な技術の革新と並行して既存の経済における生産性の向上にもITは、大きく貢献してきました。

● 現実には95年以降の米国の生産性はこの5年間の間にほぼ倍になっており、様々な経済コストが、劇的に切り下げられるという効果を生んでいます。

そうしたIT革命による成長力を、早急にわが国の経済・財政制度に取り込んでいかなければなりません。

そのために国が取るべき政策としては、ソフト面では、基本的には、より一層諸制度の自由化・規制緩和を進め、競争の促進を図るということになります。

IT産業の主体となるベンチャー企業など、新規参入者の参入障壁を取り除き、市場の独占を可能な限り排除し、公正な競争を、促していかなければなりません。

また、税制においても、より起業が促進される環境整備が必要です。

ハード面では、光ファイバー等ケーブル敷設権の解放を積極的に進めて行かなければなりません。ケーブル敷設の基盤となる「電線」「電話線」「道路」或いは「鉄道」などの、行政の「縦割り」の弊害を早急に改める必要があります。

英国では「向こう5年間光ファイバーを敷設するためには道路はどこを掘っても構わない。少々道路渋滞があっても構わない。ITの方が大切だ」という一見乱暴とも思える政策を、かなり積極的に推進しています。

ところが日本では一度道を掘ると数年間掘り返してはいけない、というような規制があり、思ったように光ファイバーの敷設が進まない、というような事例が見受けられるのです。

国際的IT競争においては、この1~2年で勝敗が決してしまうと言われ、政策の推進者たる政府には、何よりもスピードが求められています。

政府は今国会でIT社会の全体的哲学とそのあるべき姿を盛込んだIT基本法案を提出しました。

政府としては、この基本法案を、今国会で成立させると共に、地方自治体を含めた役所の書面、交付業務その他の規制を、ネット時代に合わせ改めるための一括法案、訪問販売法の改正法案なども提出、早期の成立を図る方針です。

● スイスの国際経済開発研究所(IMD)の調査によると、1996年には4位だった日本の国際競争力は、2000年には17位と、大幅に低下しています。

アジアだけを見ても、シンガポール、香港など

には、すでに国際競争力で追い越されています。

また、インターネット普及率は13位。同じく、増加率も中国、台湾、韓国、シンガポールなど、アジア諸国を大きく下回っています。1997年を1とすると2000年の日本のインターネット普及率が2倍余りの伸びなのに対し、アジア全体では、約6倍にも伸びており、日本が、ネット社会の構築で大きく立ち遅れていることは否めません。

インド・マレーシア・シンガポール・香港・台湾・韓国等アジア諸国では、国家的プロジェクトとして大変な勢いでインターネットの普及に取り組んでおり、日本は、欧米諸国ばかりではなく、アジアの近隣諸国にも、大きく遅れをとって、しまったというのが、率直な認識であります。

日本政府が90年代後半、こうした世界的潮流の中で適切な政策を取れなかった最も大きな要因は、激変する世界市場や日進月歩で進む技術革新に対応した政策決定が、迅速に出来なかったと、いうことであります。

ハード面の通信インフラを整備していくことにしても、ソフト面の制度改革にしても、さらに、大胆かつ迅速な取り組みが求められています。

韓国では、1995年「サイバーコリア」と呼ばれる国内高速情報網インフラ整備の一大プロジェクトを始め、わずか5～6ヶ月で高速インターネットにアクセスする世帯数が5万世帯から120万世帯へと劇的に増加し、なお、70数万世帯が、設置待ちという状態です。こういった近隣諸国の取り組みを知れば知る程、ITに対するわが国の取り組みを一層スピードアップして、実行して行かねばならないと思うのです。

現在、わが国で、地方自治体を含めた役所へ届け出なければならない事項は、確認できているだけで、約9千数百項目に上り、その殆どが、書面のやり取りによって行われています。

そうした諸届けをインターネットで出来るようにしていこうというのが、「電子政府」実現への取り組みです。

地方自治体と中央政府の組織やシステムに整合性がなければ、国民生活の利便性が失われてしまうわけですから、両者を統合する情報システム、

或いは、それに付随する共通のICカードのようなものは、政府が主導して決めていかなければなりません。

一方、ビジネスにおいて、とりわけ対面販売が義務付けられている業種にとって、インターネットの進展は大きな変化をもたらすことになります。

「変化」は必ずしも好ましいものばかりとは限らず、少なからず、解決しなければならない問題もあります。世界的な「大競争」に日本が、勝ち抜いていくためには、必ずや通り抜けなければならない道でもあります。

世界的潮流やグローバルスタンダードに適合する法制度を1日も早く構築しなければなりません。そのためには2001年の通常国会までに、10本近い法律の整備が必要になってきます。

前述したケーブル敷設権の自由解放、通信政策の思い切った改革等は、この1～2年が勝負時との心構えで、対応していかなければならないと、考えています。

先の沖縄サミットでは「沖縄IT憲章」が採択されました。IT革命は、日本のみならず、世界全体の新しい経済発展の起爆剤となります。

90年代後半の米国で、実際に起こったように、ネット社会の発展が、新しい分野の産業を生み出し、巨大な雇用を、創出することにも、つながっていきます。

内閣に設置されたIT戦略会議では、今後5年以内に世界のIT最先進国に追いつき、追い越すための戦略とその具体的な方策が練られています。

世界最速・最大容量のインターネット網と開かれた電子政府が21世紀に向かうこの政権の一つの大きな遺産になるようにしたいと思っています。

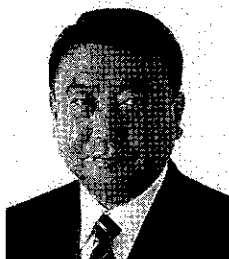
「失われた十年」と言われる通り、日本は、諸外国がIT革命へドラスティックに対応している間、不毛な政争に明け暮れてきました。

今こそ、政治の安定を取り戻し、21世紀の初頭までには、IT最先進国の座を確たるものにして、「日本新生」を成し遂げなければなりません。

私は、わが国国民にも、そして政府にも、その潜在能力は、十分にあると信じて疑いません。

注・筆者は、第2次森内閣 前内閣官房長官。

文部大臣科学技術庁長官として —塾出身「文部大臣」連続の就任—



衆議院議員 大島 理 森

● 第2次森内閣の発足に伴い、文部大臣兼科学技術庁長官を拝命いたしました。中曽根弘文前大臣に続いて、「2代連続の慶應義塾出身者」ということになりました。

21世紀は、科学技術や社会経済が地球的規模で急速に発展する、激動の時代となることが予想されます。その中で我が国が目指すべき方向は、主体性を持って国際社会に貢献し、世界から尊敬される「心の豊かな美しい国家」の実現であると考えます。

文部省、科学技術庁の所管する教育、学術・科学技術、スポーツ、文化の振興は、これを実現する上で最も重要な基盤であります。

「教育は国家百年の計」と申しますが、私は、世紀の変わり目に臨み、改めてこの言葉の重みを痛感いたしております。

● 21世紀を担う子どもたちに、激動の中で「生きる力」を身に付けさせるため、思い切った教育改革を積極的に行うことが必要です。

このため、総理も所信表明演説で述べられたように、21世紀最初の国会となる2001年の通常国会を「教育改革国会」と位置付け、一連の教育改革関連法案を提出したいと考えております。

教育基本法の見直しにつきましても、教育改革国民会議の最終報告を受けて、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んでまいり所存です。

私は文部大臣に就任以来、子どもたちに、他人との心のつながりの不足から「孤」の世界が広がっており、社会性が不足しているとの感を強くしております。

そしてこのことは、日本社会全体に共通する課題でもあります。したがって、学校、家庭、地域社会を通じ、大人社会全体が、自らの問題として、皆で子どもを育てていく環境づくりを急ぐ必要があると考えております。

このため、学校教育においては、子どもたちに確かな基礎学力を育てるため、個性に応じたきめ細かな指導の実現を目指し、新しい教職員定数改善計画の実施や資質能力の向上等の教育条件の改善を進めるとともに、多様な体験を通して社会性や豊かな人間性を育てる「心の教育」の充実に努めてまいります。

また、高校教育の改革やスクールカウンセラーの配置など、新しい時代の要請にも積極的に対応してまいります。

昨年10月、白川英樹筑波大学名誉教授のノーベル化学賞受賞という嬉しいニュースがありました。我が国の大学が今後とも国際社会で積極的な面役割を果たしていくためには、教育と研究の両面で世界に通用する、「知の創造」の場としての大学を創り上げていくことが必要です。

このため、引き続き大学改革を強力に推進するとともに、研究環境の改善充実など「未来への先行投資」である学術研究の進行を図ってまいります。

また、大学と地域社会や産業界等との連携、私学助成予算の充実に努めてまいります。

さらに、ますます、多様化する学習ニーズに的確に応えるため、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に、評価される生涯学習社会の構築を目指します。

特に、家庭教育、地域の教育力の向上や、子どもたちの体験活動の機会の拡充などに力を注いで

まいります。

昨夏のシドニーオリンピックにおける日本選手団の活躍は、子どもたちをはじめ、多くの国民に爽やかな感動を与えてくれました。

スポーツは、国民一人一人の心身の健康と、明るく健全で活力に満ちた社会の形成に不可欠のものであり、昨年9月に策定したスポーツ振興基本計画に沿って、豊かなスポーツ環境を整備してまいります。

また、我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、美しいふるさとと豊かな文化を受け継ぎ、新しい文化を創造するとともに、これを世界に発信し、文化の面でも存在感のある国になることが重要です。

このため、地域における芸術文化や伝統文化の振興など、各般の施策を一層推進してまいります。

さらに、急速に進展するIT革命に対応するため、情報化の「影」の部分に十分配慮しつつ、「ミレニウム・プロジェクト『教育の情報化』」の推進により小・中・高等学校等で、インターネットを活用できる環境を整備するとともに、スーパーSINET（サイネット）構想の推進による大学等における教育研究の情報化、公民館や図書館等へのIT学習環境の整備等をはじめ、学習機会の充実や、専門的人材の育成等、に努めてまいります。

この他、有珠山、三宅島の噴火や新島・神津島近海、鳥取県西部の地震、昨年9月の東海地方を中心とした大雨等により被害を受けられた地域の子どもたちの心のケアや、文教施設の復旧等の支援を図ってまいります。

また、人権教育、環境教育の推進や、留学生交流等の国際交流・協力の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組、行政改革の着実な推進など、文教行政をめぐる重要課題に、全力で取り組んでまいります。

科学技術の振興も、新技術・新産業の創出等に

より経済構造の改革を実現するために不可欠のものであるとともに、人々の健康の増進と生活の質の改善に重要な役割を果たし、また、地球温暖化等世界各国が共通して直面している諸問題の解決に資するものであります。

政府として、これまで「化学技術創造立国」の実現に向けて、科学技術基本法、および科学技術基本計画を着実に実行してまいりましたが、まさにこれからが正念場であり、現在、次期科学技術基本計画の策定に向けた作業を進めているところです。

今後とも、科学技術の振興施策を機動的、戦略的、かつ重点的に展開し、「科学技術創造立国」の実現を、より確かなものにすべく、最善を尽くす所存です。

文部省と科学技術庁は、2000年1月6日から、文部科学省として新しく発足することになります。

私はこれを、21世紀における教育、学術・科学技術、スポーツ、文化行政の一体的な推進・充実につなげる絶好の機会であるととらえております。

今後とも全力で取り組んでまいる所存でありますので、引き続き関係各位の御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今日、社会の情報化、国際化、複雑化が進む中で、公認会計士の業務についても、一層高度な専門知識と的確な判断力が求められるようになってきております。

一般企業のみならず、学校法人を含む各種の団体が、公認会計士による法定監査を、義務付けられております。

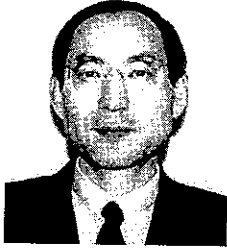
その意味で、公認会計士に期待される社会的責任は、ますます、重みを増している、と認識しております。

最後に、公認会計士三田会の益々のご発展と、公認会計士三田会会員の皆様方の一層のご活躍を、心よりご期待申し上げる次第です。

注・筆者は、第2次森内閣 前文部大臣。

『合併会計選択論』発刊に当たり

— 日本公認会計士協会学術賞受賞 —



商学部教授 黒川 行治

拙著『合併会計選択論』が第28回日本公認会計士協会学術賞に決定し、2000年7月6日開催の第34回日本公認会計士協会定期総会の席上、多くの塾出身者を含む公認会計士の先生方の前で、中地協会会長から表彰されましたことを至上の光栄と存じ、誠にうれしく有り難く心より皆様に感謝申し上げます。協会の定期総会は帝国ホテル富士の間で開かれ、規模が大きかつ華やかで、表彰状をいただきに壇上に登る時はすっかり舞い上がってしまい、御礼のスピーチをしない慣習にホッと胸をなでおろしました。さらに今回、私の慶事に際し、公認会計士三田会の代表世話人である西野先生から、受賞に関する所感を会報「公認会計士三田会第25号」に一言執筆するようご依頼を受けましたことに対し、重ねて御礼申し上げます。

受賞対象の『合併会計選択論』は、1999年3月に中央経済社から発刊したもので、私にとって『連結会計』（新世社）に続く、単著2冊目にあたります。本書は、1999年度の慶應義塾大学義塾賞の対象になり、1999年11月11日、三田において鳥居塾長から表彰されておりましたが、日本公認会計士協会学術賞は、審査対象が広く、審査も厳格とされており、会計学者の端くれである私にとって目標の一つでございましただけに、まさに盆と正月が一緒に来たような喜びを感じております。（因みに、本年度の選考状況についてJICPAジャーナル7月号に書かれておりますが、15名からなる審査委員会が、「新刊図書目録」に掲載されている1998年10月1日から1999年9月30日発刊の会計、

監査、税務および経営に関する新刊書を約7カ月審査したそうです。読んでいただきました審査員の先生方に感謝しております。）

ここで、本書の内容について、本書の序文等を参照しながら若干書かせていただきます。本書の目的は、わが国の合併会計に関する会計基準および実務の実態を明らかにし、会計固有の論理の検討を通じて、わが国の合併会計基準に不備な点があるのか否か、もし不備な点があるとしたらどのような解決策があるのか、その基本的な考え方を提案することにあります。より具体的な執筆姿勢あるいは本書の構想は以下の通りです。

第一に、会計情報が利用者に提供される過程で、会計基準の設定という社会的選択と、所与の会計基準からの個々の企業・経営者の会計方法の私的選択という二つのレベルを通過すること、およびそれぞれのレベルで影響する要因を明らかにし、会計基準の改訂がいかなる場合に求められるのかという本書の枠組みを設定します。

第二に、わが国の会計基準のレビューおよび会計実務に関する詳細な事例研究を通じて、どのような合併会計が現在のわが国に存在しているのかの記述を残すこと。そして、実態の究明を通じて、決算操作という点で、それらの実務が社会的選択として許容される範囲にあるのか否か、会計基準改訂のトリガーとなるような実態にすでであると判断できるのかを明らかにします。

第三に、わが国における他の会計基準の体系への移行（米国等の連結財務諸表の報告を主とし、個別財務諸表の報告を従とする体系への移行）という事態にあたり、わが国の現行の合併会計基準および実務の問題点を、企業結合会計の一つとしての合併会計という視点から検討します。

第四に、合併会計を含む企業結合会計固有の論理を、設例を用いた類型分析の手段で検討すること。とくに、わが国の特殊性（連結会計を主としながらも個別会計も併存する）を勘案し、連結会計と個別会計との斉合性等の観点から、わが国の会計（合併会計）に特有する問題に対処する基本的な考え方を提案します。

合併会計あるいは企業結合会計に関する研究の

状況を若干レビューすると、武田安弘教授の『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982年）が、米国を中心とする企業結合会計の変遷を詳細に検討しつつ、企業結合会計に関する論点をほとんど網羅しています。また、同時期に出版された荒川邦寿教授編著の『会社合併・分割の会計』（中央経済社、1983年）は、わが国の合併会計の実態を踏まえつつ、さらに国際会計の専門家や商法学者を著者に加えて、日米を中心とする合併および分割会計の調査、問題点の指摘と米国基準を意識された提案をしています。

その後、これらの著作の完成度の高さから、合併会計に関する本格的な研究書は出ていませんでした。

私が合併会計を研究テーマとしたきっかけは、故會田義雄教授が、荒川先生を主査とする日本会計研究学会のスタディグループ「会社合併・分割会計の研究」（上記の著書の母体）に誘って下さったことにあります。このご縁から、醍醐聰教授の紹介で伊藤邦雄・醍醐聰・田中健二教授編著の『事例研究 現代の企業決算』（中央経済社、1991、1992、1993）の「合併会計」を担当し、わが国の合併会計に関し詳細な事例研究をする機会を得ました。また、斎藤静樹教授の「企業合併・買収の多面的検討」『企業会計』特集（1992年10月）に、「合併比率の実証分析」の結果を発表することができ、さらに、当時、日本大学の教授であった荒川先生から、日本大学商学部会計学研究所が「企業評価の意識と実態」に関するアンケート調査を実施するにあたり、「M&Aにおける企業評価」を任せられました（1993年）。このような機会を、上記の諸先生から与えられたおかげで、合併会計の実証分析を進めることができました。

また、(財)企業財務制度研究会（中島公明専務理事）の「米国財務会計基準（合併・分割）研究委員会」が1995年から1996年にかけて組織されその委員会の委員の一人として、米国の企業結合会計とのれんの会計を担当し、米国のAPB意見書第16号や第17号のような会計基準だけでなく、それらの公開草案、ARS第5号、ARS第10号、およびFASB討議資料（1976年）を含め、多くの関係

資料の原典についても詳細に検討する機会を得ました。さらに、1998年9月、(財)企業財務制度研究会では、合併およびのれんの会計を対象とする研究会（名称は「企業結合会計研究委員会」）を再度発足させ、私は、その委員会に委員長として参加する機会を得ました。当委員会では、わが国の合併会計基準等の改訂を意識し、細目に留意しつつ、商法、税法および実務界の専門家を加えて研究を進め、また、最新の米国会計基準、国際会計基準、英国会計基準等の動向を研究しました。

以上のように、多くの先生方から、貴重な研究機会を与えていただき、また、知的興奮を覚えるご示唆を受けて上梓することができたのです。

ところで、ここまで読んでいただいですでにお気づきと思いますが、米国会計基準や国際会計基準は、合併と買収（子会社化）および営業譲渡等を一括して企業結合と呼び、合併会計と連結会計とを齊合的に取り扱う会計基準を設定しています。実は、本書は拙著『連結会計』と姉妹書で、2冊併せて「企業結合会計の研究」の成果を纏めたものです。なお『連結会計』が理論を中心に連結会計諸手続の背後にある概念を説明することに重点があるのに対し、『合併会計選択論』は、理論と実証のバランスをとりつつ、企業結合会計基準に関する、私なりの試案が結論となっています。

さて、米国においては、1996年、FASBが1976年の討議資料公表以来20年ぶりに、企業結合に関するプロジェクトを発足させ、1999年に、APB意見書第16号と第17号を修正する公開草案を公表しました。この提案は、持分プーリング法を全面的に禁止し、パーチェス法に統一するという革命的なものでした。一方、わが国においては、企業結合会計基準は、未整備な状況が続いておりましたが、株式交換・移転制度や会社分割制度の新設を踏まえ、企業会計審議会は、2000年8月に検討を始めました。

私は、企業会計審議会年金部会に引き続き2度目の臨時委員を拝命し、現在「企業結合会計基準」の検討・審議に、会計学者として、自由な立場で参加させていただいております。

まさに、学者冥利に尽きると申せましょう。

「矜持を以って、改革に勇を」 —「凜たる公認会計士制度を築く。」—



昭37経済卒
(公認会計士) 住田 光 生

1. 「信頼」・Reliance

近年、公認会計士監査に対する信頼の向上についての議論が各方面に於てなされ、その具体的施策が日本公認会計士協会に於ても懸命なる努力の下に進められている事はご高承の通りであります。「信」無くば立たずの言葉の通り、一つの職業・制度に対する社会よりの「信頼」が損なわれ、その回復が期待出来なければ、その職業・制度の消滅は歴史の証の通りであります。特に公認会計士監査に対する「信頼」に関しては、他のプロフェッション、例えば弁護士・医師と比べ「信頼」が社会的或いは職業・制度への全体的なものとして考えられております。それは言うまでもなく、弁護士と依頼人・医師と患者の「信頼」は各依頼人・患者が個別に直接に有するものであり、場合によっては各依頼人・患者（共に利用者）の自らの判断で罷免も新たな選任・そして新たな「信頼」を築く事も出来ますが、公認会計士監査に対する「信頼」は自ら選任をする事の出来ない多数の利用者（例えば投資家）が有するものであり、「信頼」については弁護士・医師とはこの点では根本的な違いがあります。多数の利用者は、投資を検討している企業の監査人には殆どの場合是对面した事もない訳ですから、公認会計士は或いは当該監査人は絶対に「信頼」出来るものであるという考えに基づいて行動をする事になります。

このように、公認会計士監査は弁護士・医師の行う業務よりも遙かに公益性公共性の高いものであり、その「信頼」は社会的に極めて影響のある

ものであり、一人ひとりの公認会計士に対する「信頼」はもとより、全体的・制度的なものとして「信頼」の向上・維持に努めなければならないものと改めて心する必要があると考えます。

2. 「社会的責任」・Responsibility

どのような職業・制度にも「社会的責任」のないものはありません。「社会的責任」を遂行する事によって、その職業・制度は存在し、社会よりの期待そして尊敬は得られるものであります。特に、公益性・公正性が他の職業・制度に増して格段に高い私共公認会計士の社会的責任は重い厳しいものであります。大いなる気概を以って、この社会的責任を果す事に喜びと誇り（矜持）を持ちたいと願っております。今一度、私共公認会計士の「社会的責任」或いは「使命」について考えてみますと究極は社会をより良くするために役に立つという事に他なりません。20世紀の歴史は、ある面では人類の闘争の時代でありました。残酷な錯誤の反省と実証の中から、私達は人類に幸福をもたらす社会体制は全体主義（ナチズム）や共産主義或いはファシズムではなく「自由にして平等なる民主的資本主義」であるとの確証を得ました。この「自由にして平等なる民主的資本主義」を永遠に堅持していくためには、「公正・公平・透明性」が不可欠なものである事については異論はないものと考えます。この「公正・公平・透明性」を原理とする自由主義経済社会を発展させるべく、その旗手たるべき立場が私共公認会計士であるという自覚と自負を以って、「社会的責任」・「使命」を深く認識しその遂行に全力を挙げたいと考える次第であります。

3. 「改革」・Reform

私共の日本公認会計士制度創設50周年は1998年でありました。その式典に於て両陛下を前に次の三つの「アピール宣言」を行いました。

今一度この宣言を心に刻みたいと思います。

一、自己改革

厳正な独立性、公正性を保ち、常にプロフェッショナルとしての資質の向上を図る。

一、制度改革

監査・会計に関する諸制度とそれを支える経済

社会のシステムをグローバルな観点から見直し、より質の高い情報開示制度を実現する。

一、社会貢献

公認会計士としての専門的知識に基づき、社会に対して有益な提言を積極的に行うと共に、国家経済の中で専門性を活かした貢献を行う。

以上、制度創設50周年の式典で宣言された三つのアピールは、永遠に公認会計士制度と共に生き続けるものであります。

日本公認会計士協会でもこれらアピールに従って全会員の理解と積極的参加の下に、既に幅広い諸施策が強力に推進されております。

一つの制度が、硬直化しないためには、絶や間ない「改革」が不可欠である事は論を待ちません。

特に、国際社会に於いて活躍する日本の公認会計士が国際社会でより高い「信頼」を確実に得るためには、創設時から今日までの時代的制約或いは、庇護下での存在から、勇を奮い、「改革」を旗印とし、日本公認会計士協会も責任ある自主規制機関として大きく脱皮する必要があります。「改革」の推進には常に既得権との衝突があり時に痛みを伴うものではありませんが、この職業（公認会計士）を選んだ事、この職業（公認会計士）が21世紀で更なる発展をする事を願い、喜び、誇り（矜持）を以て新たな「改革」への一歩を進めたいと思います。日本公認会計士協会でも既に「公認会計士制度改革プロジェクトチーム」を設置し、鋭意真剣なる議論を行っております。また、公認会計士審査会・監査制度小委員会より平成12年6月29日「監査制度を巡る問題点と改革の方向」が公表され「改革」に向けての有益な提言がなされ、近い将来、いくつかの点で公認会計士法の改正がなされるものと期待をする次第であります。（なお、これら重要な提言につきましては、是非とも、「JICPAジャーナル2000年8月号」をご一読下さい。）

4. 凜たる公認会計士制度を築く。

以上、私共日本の公認会計士のキーワードである「信頼」Reliance・「社会的責任・使命」Responsibility・「改革」Reformについて記させていただきました。何れもRで始まっております。

勇を以て「改革」を推進し、「社会的責任・使命」を果たす事により社会からの「信頼」を確実に得ると理解していただきたいと思います。

そして、これらは私共の自主的・積極的行動によりその実現がもたらされる訳であります。その行動基準を支えるものとして「職業倫理」が確立されている事が何よりも必要である事は言うまでもありません。

「職業倫理」を確立する事によって始めて、社会は公認会計士は独立性を保持した会計及び監査の専門家である事、公認会計士は常に公共の利益のために行動するものである事、そして日本公認会計士協会は自主規制機関として会員が専門家としてのより質の高いサービスを与えられるよう指導すると共に、会員の違反等に対しては厳正な対処をして行くものである事を認識し、「信頼」が付与され期待が生じるものであります。このような次第で日本公認会計士協会では昨年定期総会に於きまして、従来の「規律規則」を全面改正し国際会計士連盟（IFAC）との調和を図った上で、独立性に関する規定を始め、より高い「職業倫理」を掲げた「倫理規則」を制定いたしました。

「倫理規則」の主旨に公認会計士の求められる行動の規準の一つとして、「社会に対する責任を認識し、その負託に応えるため、自らの業務上の行為を律する厳格な職業倫理に則って行動すること」と定めております。是非とも「倫理規則」を遵守し社会の負託に応えて21世紀に凜たる公認会計士制度を築くことが出来る事を願っております。

さて、最後に個人的な事を記す事をお許し願いたいと思います。今から40年前の1961年幸いにして私が学部在学中に第2次試験に合格した当時は、慶應義塾出身の公認会計士は極めて稀でありました。その後、塾出身の公認会計士が続々と増加し連続26年間、通算29年間、合格者が首位である事は、同窓の一人として慶びにたえません。

是非とも慶應義塾出身者としての誇りと業界主要校としての責任を以て、同窓生相集い、公認会計士制度及び業界の発展に貢献していきたい所存であります。

注・筆者は、日本公認会計士協会副会長。

国際会計事務所の系列化の展望

—監査法人『ビッグ4』実現事情—



昭42経済卒
(公認会計士) 青木 雄二

2000年4月1日、我国の監査法人で同時に2つの大きな合併が行われた。中央監査法人と青山監査法人が中央青山監査法人に、また太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が太田昭和センチュリー監査法人になった。また9月には中央青山監査法人と監査法人伊東会計事務所が2001年1月1日に合併することが発表された。大手監査法人は、これらの合併によって、朝日監査法人とトーマツ監査法人を加えたビッグ4となった。

中央青山の合併は提携国際事務所であるクーパーズ アンド ライブランド (C&L) とプライス ウォーターハウス (PW) が1998年に合併してプライスウォーターハウスクーパーズ (PwC) になったことに合わせたものである。この結果、国際会計事務所との提携関係は、朝日がアーサー・アンダーセン (AA)、トーマツがデロイト・トウシュ・トーマツ (DTT) のメンバー・ファームとなっているが、太田昭和センチュリーはアーンスト・アンド・ヤング (E&Y) とクラインベルト・ビートマーウィック・ゲーテラー (KPMG) のそれぞれのメンバー・ファームとなり、グローバルではビッグ5、国内ではビッグ4という先進国では特異な組み合わせとなった。新聞等によく記載される4法人の均衡した規模は、監査法人の業務収入をもとにしたものであるが、提携する国際的ビッグ5に属する税理士事務所やマネジメント・コンサルティング会社を合わせると、必ずしも均衡しているわけではない。特にアンダーセンコンサルティングとそれを追うプライス ウォー

ターハウスクーパーズ コンサルティングの規模は他と大きな隔りがあるが、世界規模でITを中心とするコンサルティング部門の分離の動きがあり、規模的にも大きな変動要因となっている。中央青山の合併は結果的には提携国際事務所の動きに合わせたものになったが、クライアントである金融を中心とした産業界の再編の動きに合わせ、監査法人の合併はこの3・4年水面下で様々な組み合わせの動きがあったようである。

太田昭和センチュリーが2つの提携事務所を持つにいたった事情もクライアントの再編への対応が大きな要因になったものと推察される。

この数年、金融をはじめとする産業界で企業のグローバルな再編が急激な勢いで進んでいる。会計基準の国際的統一化の流れは、フリー・フェア・グローバルな単一市場実現のための必要条件であり、そのための地ならしの意味を持っている。

1998年4位のC&Lと6位のPWが合併し、PwCとして収入・人員で1位の国際事務所を実現したのもグローバルな競争と合従連衡を進める多国籍企業 (MNC) に対して、会計的側面を超えるソリューション・プロバイダーを目指し、産業界の動きを先取りしたものであった。このためビッグ5のとった戦略の基本方針は従来の経済的に独立したメンバー・ファームの連合体としての経営形態から、ワールドワイドなワン・ファーム・コンセプトと呼ばれる、経済的にも人事的にも統合された形態を志向するものとなった。しかし、我国の監査法人にあっては、それぞれ強弱はあるにしても他の先進国のように国際的ビッグ5に統合されてはいないと思われる。

産業界に目を転じると、銀行は東京三菱、みずほ、三井住友、三和東海の4グループに集約され、破綻銀行を中心に外資が参入し、これに連なり損保、生保等の金融、自動車・石油・石油化学等の製造業や通信、流通業の外資を含めた再編成が大きくなっている。一方、インターネットの急激な発展は、新しい産業と企業を生み出しているが、同時にあらゆる産業を世界統一市場へ向かわせていて、中小企業といえどもグローバルな競争にさらされつつある。

このような環境の中で、国内大手監査法人の経営の視点から見ると、規模を生かした以下の質の競争に入ろうとしているのではない。

- ①既存のMNCへの各種サービス、ソリューション・プロバイダーとしての役割がはたせるか。この面で国際的な対応が出来ない監査法人から国際化した法人にクライアントの移行が行われるであろう。それに伴い中規模法人が大法人と合併する動きも出てこよう。(優良クライアントを持つ伊東会計事務所が、中央青山と合併するのもこの一例であろう。)
- ②インターネットの発展による企業の国際化への対応はMNCに続く大企業や中堅企業にも求められ、①と同様の動きが出てくるであろう。
- ③イー・ビジネスやバイオテクノロジーに関連する新興企業を中心とするIPOが活発であり、これへの対応により、法人の業務の伸びに差が出てこよう。
- ④これからパブリック・セクターでの業務の拡大が見込まれる。地方公共団体の外部監査や、国や地方公共団体のバランス・シート作りはその端緒であり、2001年度からは独立行政法人の外部監査が開始される。パブリック・セクターの国際的会計基準の策定が進められており、我国も将来的にはこれに組み込まれていくであろう。すなわち現金主義の単式簿記の会計から脱却し、財政再建や効率化を推し進める前提として、会計基準の設定や会計制度の開発が求められている。

以上の質の競争は、具体的には次によって達成されていくことになる。

- ①昨今、増加している財政的に破綻するクライアントやその予備軍等の監査に対し、十分なリスク管理が求められている。
- ②国際提携事務所のノウハウ、すなわち、その監査手法、デジタル化された監査調書等の利用を、全国的に深く推し進める。
- ③国際提携事務所のネットワークを利用し、そのデータベースと人的資源の活用、質的に統一されたサービスを、迅速に提供する。
- ④組織体制の一例としては、サービスの種類別

(監査、税務、マネジメント・コンサルティング〔戦略策定、ITソリューション、プロセス改善〕、フィナンシャル・コンサルティング等)、産業別および地域別(国内および国際規模での地域)の組織を組み合わせることでクライアントのニーズに
応えていく。

- ⑤以上に適合したスタッフの教育、訓練、採用、登用、報酬制度の確立、合併で大きくなった組織に見られる縦割り組織を解消し、社会と市場とクライアントのニーズに対応した意思決定とその執行体制の確立が求められている。

最後に、国際会計事務所の大きな流れとなっているマネジメント・コンサルティング(MC)部門の分離・独立である。すなわち、AAはアンダーセン・コンサルティングをここ数年、事実上離脱した形で運営してきたが、正式に独立させ、名称もアクセンチャーに変更すると発表した。E&YはそのMC部門をフランスのカップ・ジェミニに売却、KPMGはMC部門にシスコシステムが資本参加した上でその株式をナスダックで新規公開し、本体から分離独立させる方針であり、PwCはヒューレット・パカードと買収交渉していると伝えられている。このような動きの背景には、①ITを中心としたコンサルティング部門の高い成長力が監査部門等との力関係で不均衡を招き、②IT産業の急激な発展の中で、MCには他の情報産業との合併事業等のアライアンスが必要になってきているが、その相手が監査のクライアントである場合は、監査業務に要求される独立性の規制のため制限される、③SEC等の規制当局からの制限があげられる。MCS部門の分離独立についてDTTは独立性を含めて問題が起きたという証拠はないと反発しているが、方向として流れは変わらないと思われる。但し、分離されるコンサルティング業務の他に、会計・税務に近いアドバイザリー業務は、監査証明業務を補完する業務として今後も拡大していくように思われる。また法律事務所の業務を本格的に取り込む動きも出てきている。このような動きは、やがて国内の大手監査法人へも波及してくると思われる。

注・筆者は、中央青山監査法人代表社員。

学校法人会計基準実務の問題点

—消費支出準備金の繰入と取崩額—



昭46経済卒
(公認会計士) 吉島 一良

本公認会計士三田会会報の第23・24号上、学校法人会計における基本金について、一法師信武・柳澤義一両先生がわかりやすく解説されたが、今回は実務上の問題点としての消費支出準備金に焦点を当てて解説してみたい。

● 1. 消費支出準備金とは

学校法人会計基準制定の基礎となっている「報告—学校法人会計基準」(昭和45年5月2日)のI 基礎的前提 2. 財務上の課題「教育・研究と財政の持続的調和」の中で「学校法人は教育・研究上の要求とこれを充足する財政上の諸条件との持続的調和を図り、学校法人の永続的な維持を可能にするように運営されなければならない。」とあり、そのためには、「学校法人は、各年度における消費支出の均衡をはからなければならない。」と書かれている。

一方、「学校法人会計基準」では、消費支出準備金は、「特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。」と定義されている。

つまり消費支出準備金は、学校法人の永続的な維持ができるように、将来における財政面での消費支出の計画的な均衡をはかる目的で、特定の会計年度の消費支出に充当するために、消費収入超過額から繰入れられるものである。従って科目の性質は消費収入超過額の一部であって、特別の資金の積立を示す科目ではない。

● 2. 消費支出準備金の繰入について

では消費支出準備金は、どのようなケースにお

いて、設定されるのであろうか。具体的には①創立150周年記念行事を実施しようとしている年度、②校地・校舎の移転、学部・学科の新増設などを計画している年度、③新入生減少による収入の減少が予測される年度、④学費を一定期間変更しない時、将来特定の年度に人件費・物価の上昇等で消費支出超過が予測される場合、これらの年度の消費支出を補填する目的で、消費収入超過額の中から設定される。格別の事業計画がなくても消費支出準備金を繰入ることが出来、必ず消費支出準備金が必要であるということであれば、消費支出準備金の重要性が高まる筈である。

ただし、消費支出準備金を繰入た結果、翌年度繰越消費収支が収入超過でなければならず、翌年度繰越消費支出超過額を生じさせることは認められない。消費支出準備金の繰入額は、前年度からの繰越額を含めた消費収入超過額の範囲内に限られます。

これは、当該会計年度において消費収支の均衡がとれない状況で、将来のために留保することが、消費支出準備金を設けた趣旨に反するからである。

更に、注意すべきことは、消費支出準備金は、特別の資金の積立を要するものではなく、将来の固定資産の取得や基金の設定のために留保することは出来ない。

消費支出準備金はあくまでも消費支出への充当に限定されており、固定資産の取得のためには、基本金の組入れによることとなる。

消費支出準備金を設定した場合の仕訳は

(借) 15年度消費支出準備金繰入額 300

(貸) 15年度消費支出準備金繰入 300

留意すべき事項として、その設定は任意であり、対象が複数年度となることも可能である。

また、消費支出に充当する年度を定め、その年度を特定して、「～年度消費支出準備金」として、貸借対照表の消費収支差額の部に表示される。複数年度分を設定すれば、年度毎に別々に表示される。

繰入についての監査上のポイントは、消費支出準備金は特定年度の消費支出に充当する目的をもって留保するものであるから、充当が予想される年

度および所要金額、その理由等を将来計画による予算、長期計画等で確認しておく必要がある。

また、繰入後翌年度繰越支出超過額が生じてはいけませんが、たとえ当年度が消費支出超過であっても、前年度繰越収入超過額があるため、翌年度繰越が収入超過となるのであれば、繰入可能であることに注意しなければならない。

● 3. 消費支出準備金の取崩額について

消費支出準備金は、将来の特定の年度の消費支出に充当すべく設定されたものであり、その特定の年度が来たら取崩さなければならない。従って、その特定の年度前の年度が消費支出超過となってしまうとしても、取崩すことは出来ない。逆に、その特定の年度が消費収入超過となった場合でも（消費支出超過額が生じなかった場合でも）必ず取崩さなければならない。また取崩額を他の消費支出と相殺したり取崩益として消費収入の部に記載することは出来ない。必ず消費収支計算書の消費収支計算の欄に記入しなければならない。

消費支出準備金を取崩した場合の仕訳は、次のとおりである。

(借) 12年度消費支出準備金 200

(貸) 12年度消費支出準備金取崩額 200

取崩額の監査上の留意点は、当然のことながら充当すべき年度と予定した年度において、設定の目的に従い、取崩しが行われることを確認することである。

● 4. 消費支出準備金の表示について

学校法人会計基準第21条において、「当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を相互に加減した額を、翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

- 一 当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額
- 二 前年度繰越消費収入超過額又は前年度繰越消費支出超過額
- 三 消費支出準備金（特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。以下同じ。）として当該会計年度において留保した額
- 四 消費支出準備金の当該会計年度における取崩額
- 五 第31条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額とあり、また第22条では、「翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額は、前条第

1項の規定による加減の計算とともに、当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。」とある。以上が消費収支計算書上の記載方法であり貸借対照表上の記載方法は、学校会計基準第35条に定められている。

これらの規定に基づき、具体的に表示してみると次のようになる。

(消費収支計算書の例示)

消費収支計算書

消費収入の部合計	6,000
消費支出の部合計	5,800
当年度消費収入超過額	200
前年度繰越消費収入超過額	500
15年度消費支出準備金繰入額	300
12年度消費支出準備金取崩額	200
翌年度繰越消費収入超過額	600

(貸借対照表の表示)

消費収支差額の部

平成15年度消費支出準備金	300
翌年度繰越消費収入超過額	600
消費収支差額の部合計	900

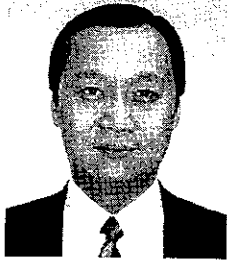
注・なお、スペースの関係上、消費収支計算書の「予算、差異」、貸借対照表の「前年度末、増減」は省略してある。

● 5. 終わりに

以上消費支出準備金の制度の趣旨、繰入、取崩および表示について説明してきたが、はたして設定してどのような効果があるのか疑問である。あえて言えば、毎年の翌年度繰越消費収入超過額を大きな変動なく処理することは出来るが、そのこと自体意味があるのであればともかく、貸借対照表においても、計上した場合としない場合とでは、消費収支差額の部の内訳が変わるだけで、合計は毎期同額となる。日本公認会計士協会に実際に計上している法人がどの程度あるか確認したところ、正確な数字ではないが、10法人あるかないかのことである。ただ今後新入生の減少は避けられず、学費も値上げ出来ない状態が続けば、消費支出準備金を計上するケースが考えられるので、学校法人を担当する先生には、再考をお願いしたい。

注・筆者は、日本公認会計士協会埼玉県会前会長。

ベンチャー時代の株式公開業務 —市場間競争がもたらせた光と影—



昭49商学卒
(公認会計士) 加藤 晶 春

● 個人公認会計士の寄り合い所帯的な性格からスタートした監査法人が、いまでは上場企業並の利益を計上するようになってきました。現在の4大法人の過去2年間の経常利益の合計値は、平成11年3月期ベースで64億円、平成12年3月期ベースで103億円に達しています。

経営破綻をした大企業に対する監査責任問題で、冬の時期が到来したかに見えた監査法人業界でしたが、結果としての業績は絶好調といってもよいものでした。しかし、監査法人業界全体の将来が、今後ともバラ色というわけではありません。現在の繁栄が、一過性とも思えるデュー・ディリジェンス業務の急増や、持続可能性と監査リスクに注意が必要なベンチャー企業との監査契約の増加に依存しているからです。これらの問題のうち、本稿ではベンチャー時代の株式公開業務について、若干の私見を述べさせていただきます。

日本の証券市場は、東証を筆頭とした8証券取引所と、取引所取引の例外としてスタートし、その後取引所と対等の証券市場となった店頭市場を加えた9市場によって独占されていました。

ここで、あえて、「独占」と表現したのは、第一に、証券取引所間には企業の営業主体の所在地に基づいたテリトリー制があり、地方取引所を保護する秩序があったからです。また、第二に、店頭市場の発展によって証券取引所との競争が生まれていったものの、取引所取引の9割以上を占める東証や大証にとっては、店頭市場は競争相手と

いうよりはむしろ、自己の上場予備軍の育成所としての機能があったからです。さらに、店頭対策の切り札としては、市場第一部上場基準を緩和し、店頭市場の看板銘柄の直接一部上場を認めることによって、店頭市場の緩やかな取り込みを図れば良かったからです。

ところが、平成11年6月に発表されたナスダック・ジャパンの設立は、米国ナスダックの日本市場への進出として報道されました。その後、市場インフラの不足から大証と提携することとはなりましたが、その本来的な目的は、日本の証券取引所上場へのステップ市場となることではなく、米国ナスダックに日本の投資資金や成長企業を吸収することにあると考えられています。このため、ナスダック・ジャパン構想は、取引所市場と店頭市場とで適度な住み分けを行ってきた国内証券市場のあり方に楔を打ち込み、潜在化していた市場間競争を本格化させる最初の契機となったわけです。

次に、市場間競争を激化させたのが東証が平成11年11月から開設したベンチャー向け新市場「マザーズ」でした。マザーズ構想は東証の市場改革策として以前から準備が進められていたものですが、ナスダック・ジャパン構想の対抗策として、急遽発表されました。内容的には、赤字企業でも上場を認めるほか、営業主体がどこにあっても上場が認められるなど、ベンチャー企業にとっては画期的な新市場となりました。

証券関係者さえも驚かせた東証の決意表明と、平成12年6月に予定されたナスダック・ジャパンの開設は、ベンチャー企業の経営者の高い期待をよび起こしました。今回の新市場以外の、本則市場ともよばれる証券市場では、建前は別としても現実には、新規公開企業に対して「成功した実績」を求めています。いまだ成功していないからこそベンチャーである企業にとっては、株式公開は遠くて狭い出口であったわけです。ところが一転して、「成功する可能性」だけで株式公開ができる新市場が誕生したわけですから、千載一遇のチャンス到来となったわけです。

加えて、既存の本則市場においても、インター

ネット関連企業を中核としたIT銘柄が高騰しました。

後に、「ネット・バブル」とも呼ばれたバブル現象ですが、株式公開の分野でも、ベンチャーとネットがセットされた「ネット・ベンチャー」がスポットライトをあびました。

以上が新市場開設の背景と経緯のあらましですが、結果として監査法人は多くの新規クライアントを獲得することができました。また、個人公認会計士や小規模事業所も、ベンチャー企業関連の新たな職域を拡大することができました。冬の時期到来を前にタイムリーな恩恵を蒙った公認会計士業界なのですが、その一方では、ベンチャー企業の監査業務に特有な、かつて経験したことのない業務負担や監査リスクも増大しています。

第一に、監査法人が株式公開業務の主役となったことです。

ベンチャー企業の株式公開では、証券会社が主幹事証券会社としての立場をギリギリまで明確にしませんので、社会的信用力のある大手監査法人のみが、契約締結済の公開関係者となります。

また、新市場においては、東証もナスダック・ジャパンも自身では審査をせず、したがって審査責任を負いません。ディスクロージャーについては監査法人、引受審査については主幹事証券会社が全ての責任を負うこととなります。

第二に、監査法人が社会の全ての階層と業務で接するようになったことです。

ベンチャー企業は大企業のように成功した実績が無いだけでなく、規模的にも個人的に近い企業であるというあたり前の事実には注意する必要があります。素晴らしい能力と人格を持った個人が社会には存在しているように、1の物を10と言ったり、無い物を有ると言う個人も存在しています。また、東証マザーズの第1号として公開したリキッドオーディオ・ジャパン社の前社長が、暴力団との関係をうわさされた末に逮捕された事件も発生しました。今後、このような事件を発生させないように、監査法人も適切な社会的役割を果たしていかなければなりません。

悪いことやリスクについてのみ書いてしまいましたが、ベンチャー企業の株式公開業務には良い点もあります。「見える監査」ができることです。

余談ですが、現在の大手監査法人では、米国流のリスク・アプローチによる監査プログラムが採用されています。日本でも現実的問題となった訴訟リスクに対処するためには有効なのでしょうが、監査スタッフからは「見えない監査」として歓迎されていないようです。ところでベンチャー企業の監査では、社員数からして内部統制がほぼ無いことを前提とせざるを得ないため、「精査」が中心となります。また、企業を立ち上げるべく奮闘している経営者と監査スタッフ全員が身近に接し、(経営者の考え方やニーズを理解することができます。将来の空洞化が懸念される大手監査法人のスタッフ育成のために、今後も欠かせない業務といっ

てよいでしょう。日本経済全般の回復予想については、IT革命の効果を重視した強気派がやや優勢となりつつありますが、企業リストラによる個人消費の低迷を重視した弱気派も多く、また株式市場全般も新規公開市場も軟化の兆しを見せはじめています。

しかし、その一方で、国家財政の破綻による悪性インフレの足音は一步一步近づいています。

周知のように、国と地方公共団体の債務は雪だるま式に増え続けており、平成12年度末には、国の債務残高だけでも545兆円に達する見込みです。低金利に加え、過去のバブルの教訓が醒めやらない日本では、ベンチャー企業による日本経済再生への期待からだけでなく、行き場のないインフレ・ヘッジ資金の受け皿としてフレッシュなベンチャー投資と新規公開市場への資金流入は、当分の間、続くのではないかと考えられます。

蓄積された直接金融のエネルギーが堰を切られるわけですが、その潤いがもたらす新たな収穫と、激流が引き起こす災害との功罪は、将来の歴史的評価にゆだねるしかありません。

とはいえ、時の流れを止めることができない私達は、たとえ激流が流れていようと未知の世界へ進まざるを得ないのでしょう。

注・筆者は、三優監査法人代表社員。

国際会計基準を巡る最近の動向

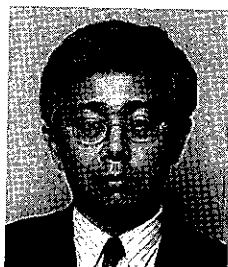
—国際会計基準委員会の組織改革—

昭51商学卒
(公認会計士)

山田 辰 巳

1. はじめに

2000年になって国際会計基準委員会 (IASC) の活動を巡る環境に大きな変化が起こっている。一つは、IASCが作成している国際会計



基準 (IAS) に対する支持の動きの拡大であり、もう一つはIASC自体の組織改正である。

IASCの組織改正は、わが国の会計基準設定主体の改革議論にまで波及しており、IASCの動向はわが国にも直接的な影響を及ぼしつつある。

IASはIASCが公表する会計基準であるが、欧州企業を中心にその利用が拡大しており、今後世界標準になると考えられている。以下、その現状について解説する。

2. IASCに対する支持の広がり

IASCは、2000年3月に95年から進めてきたIASを充実させるための作業を終了した。これにより、IOSCO (証券監督者国際機構) がIASCに対して93年に示した、高い質で比較可能な財務諸表を作成するために必要とされる一群の会計基準 (コア・スタンダードといわれている) が完成した。これを受けて、IOSCOや米国証券監督委員会 (SEC) などからIASを支持する動きが起こっている。

(1) 米国SEC

SECは、2000年2月中旬にIASに関するコンセプト・リリースを公表し、IASに基づく海外企業の財務諸表を米国市場で受入れるためにどのような条件を設定すべきかに関して、26の質問を設定

してこれらに対するコメントを求めた。

SECからは、2001年中にはIASに基づく財務諸表を受入れる際に要求する条件が示されるものと予想されている。SECがどの程度の条件 (調整項目の数や求められる追加開示項目の内容) を設定するかにもよるが、IOSCOがIASに対する支持表明をしていることから、SECが、IASに基づく財務諸表を大きな調整を要求することなく受入れるのではないかとの観測が広がっている。

米国でIASが受け入れられると、IASの利用が世界中で一気に進むことが予想される。

(2) IOSCOによるIASに対する支持表明

IOSCOは2000年5月17日にIOSCOメンバーに対して、多国籍発行体が、30のIASを用いて作成した財務諸表を各国が受入れるよう勧告した。この結果、多国籍発行体は、本国以外で行う資金調達 (クロスボーダー資金調達) の際にIASに基づく財務諸表を利用することが可能となる。

IOSCOは、各国の監督当局の受入れ状況について、2001年末までに調査を行うこととしており、それまでに主要国におけるIAS受入れのための対応が終了するものと考えられる。

わが国でも、それまでには、IAS受入れのための対応措置が取られるものと予想される。

なお、各国監督当局は、IASに基づく財務諸表の受入れに際して、必要に応じて、調整 (IASと異なる会計処理が適切と考える場合には、当該処理に基づく数値を注記させる)、追加開示 (IASによる開示要求に加えて、必要とされる開示を追加する) 等といった追加措置を行うことができるとされており、各国の対応が注目される。

IOSCOによる承認が行われたことにより、今後、IASは、国際的な資本市場での企業の資金調達に利用される財務諸表の国際的作成基準としての地位を獲得することが明確になったということ

ができる。

これを受けて、世界基準の設定主体として、ふさわしい体制にIASCを変えようというのがIASCの組織改革である。

(3) ECによる欧州の上場企業へのIASの強制適用

European Commissionは、2000年6月に欧州における将来の財務報告のあり方に関する戦略案を公表した。

ここでは、①IASに基づく連結財務諸表の作成を、欧州の上場企業（銀行および保険を含む）に強制すること、および、②IASが欧州内で適切に適用されることを保証するための監査と監督当局による監督体制の整備の必要性が示されている。

また、これらの規制は、遅くとも2005年以降に適用を開始することが予定されている。

ECがこのような決定をした背景には、今後IASの国際資本市場における重要性が格段に高まるとの認識がある。

(4) バーゼル委員会の支持表明

バーゼル銀行監査委員会は、本年4月にIASの内容を、支持するという同委員会によるレビュー結果を公表した。

このレビューは、98年10月にG7の蔵相・中央銀行総裁が、IOSCO、およびバーゼル委員会等に対してIASをレビューするよう要請したことを受けて、バーゼル委員会が行ったものである。

3. IASの組織改革の現状

IASCを世界基準の設定主体に衣替えしようというのが、2001年に行われようとしているIASCの組織改革である。IASCの新組織は、「評議会」、「理事会」、「解釈指針委員会」および「基準勧告委員会」という4つの主要組織を持つ予定である。

このうち、前者の2つについて、説明する。

「評議会」は、19名のメンバーから構成され①IASCの活動資金の調達、②IASC理事会、解釈指

針委員会（SIC）、基準勧告委員会のメンバーの選任（更に評議会自身のメンバーの選任も行う）および③IASCの活動状況の監督などを行う機関である。2000年5月に初代メンバーが選任され、日本から2名が選ばれている。

「理事会」は14名のメンバーから構成され、IAS、公開草案および解釈指針（SIC）の設定を行うIASCの最重要組織で、初代メンバーは2000年末までに選任される。メンバーの選任に当たり、地域別の割り当てではなく、会計の知識を有し英語能力があるなど一定の条件を満たした人物を、個人別に、選任することとされている。

メンバーは、12名が常勤となり、残り2名が非常勤となる。

また、理事会メンバーの出身国などの会計基準設定主体との密接な関係を構築するため、常勤者のうち7名を、リエゾンメンバーとすることとされている。

わが国は、1名の理事とリエゾンメンバー国になることを意図している。

リエゾン関係を通じて、IASCと各国会計基準設定主体とは、次のような関係を保持することが構想されており、リエゾン国となることは、自国の会計基準を相当程度IASと調和化させるという意思を持っていることが、前提とされている。

①IASCと各国会計基準設定主体とは、互いに作業計画を調整し、IASCが取上げた議題をIASCも検討を行うこと。

②IASCの公開草案が公表されるのと同時期に、各国会計基準設定主体も同一テーマについての公開草案を公表し、自国での基準化を測ること。このようにして、リエゾン国の会計基準がIASを中心に、調和化されることが期待されている。

注・筆者は、日本公認会計士協会理事。

中央青山監査法人代表社員。

今、日本の公認会計士が変わる —最近の公認会計士業界状況変化—

昭52経済卒
(公認会計士)

小見山 満

公認会計士制度50周年を昨年迎え、歴史上日本の公認会計士がこれほど変わろうとしている時期はないように思えます。私は理事としてこのような時期に会務にあたるのが出来たことに感謝すると共にここで協会会務の一部報告に加え、変わりつつある公認会計士の制度の内容を、今回は特に若い公認会計士の方々に関心を抱いてもらうために、基本的なことに重点を置いてお伝えします。



1. 「黒船」からの要求

レジェンドが問題の出発点でした。警句と訳されていますが、つまり外国の投資家に対し「日本の監査報告書は、日本独自の会計処理によることを前提にしています」つまり「世界で行われている会計処理と異なっています」という警句が付されたのです。同じ時期に、日債銀をはじめとする大手銀行が突然倒産し、いったい日本の公認会計士は何をしていたのか、という声が海外から出ました。まさに、レジェンドは海外の黒船の、日本の公認会計士への改善要求そのものでした。

一方、大型の脱税に関与したり、補助者を使わず、たった一人で世界的大規模なコピー機メーカーの監査をしていた公認会計士がいたことも海外の投資家に不信感を与えたことかも知れません。

2. 日本公認会計士協会（以下、協会）の対応

そこで、協会は、このように日本の公認会計士による監査が社会不安を招いたことを素直に認め、大蔵省主導型だけに頼ることなく、独自の改善策を取り入れることにしました。

まずは、公認会計士自体の「自己改革」をしないてはならないと考え、独自性と、より専門家たる自覚を、会員に促すことにしました。

次に、日本の会計及び監査の基準。慣行を国際水準に比肩できるように、より一層の努力を注ぐことにしました。その結果、多くの実務指針等を出しました。更に、日本の会計を設定審議する機関が大蔵省の下にあることに世界からの批判を受けている点に着目し、この企業会計基準設定主体の民営化を速やかに実現すべく、関係団体への理解と協力を得るよう、行動することにしました。

3. 公認会計士の「自己改革」

私自身、米国公認会計士と長年働いてきた経験を持っていますが、あえて日米の比較をすれば日本の公認会計士は優秀であると結論づけられます。

にも拘わらず、自己改革しなくてはいけないことに不満を述べる方もいます。しかし、いかに優秀な者でも常に自らを見つめ、時代の流れに乗り遅れないよう努力する必要があります。そこで、今回、協会は、次の①②③の、3つのポイント、から会員に自己改革を促しました。

①品質管理レビュー制度の実施

これは公認会計士監査の品質が一定基準以上のものかを、協会に所属する独立したレビューアーによりチェックする制度で平成12年3月迄の1年間に162監査事務所をのレビューを実施しました。

そして、その過程で指摘された小規模監査事務所の審査体制の整備や監査マニュアル・監査手続書等の整備についても関係諸機関で具体的施策を検討し、今後指針の公表をすることになりました。

社中交歓

②継続的専門研修（CPE）制度の実施

会員自らの自己研鑽をベースに、継続的な学習をするよう始められたこの制度も、今年で2年目が終わりました。参加率は70%を超え、義務化する方向で検討が始まろうとしています。アメリカではこの制度はかなり昔から導入されていますが資格の更新と一緒にになった強制的なものです。

日本においては、たとえ義務化されたとしても資格更新制度と一緒にせず、協会による自主的管理が望ましいと、考えられています。

③倫理規制の制定

監査人たる公認会計士にとり独立性を保持することは、社会からの信頼を守る生命線です。そのため、独立性に関しては公認会計士法・証券取引法・商法の特別法において定めてある以外に、協会の自主規制ルールとして規律規則に定めがありました。今回の自己改革の柱として、国際会計士連盟の倫理規定などとの調和を図るべく、二度にわたる会員への公開草案を経て倫理規制を制定することになりました。今後は、アメリカのように、協会の内部機構として、独立性監視機構を持つ、組織の設置も検討されることになるでしょう。

4. 実務指針等の公表

会計ビッグバンとも称されるほど、日本の会計を世界的水準に適合させようとしています。それに添うように、多くの実務会計等を協会が、公表されました。例えば、この1年間に公表された主なものは、次のようなものです。

- ・金融商品に係る会計基準の実務指針
- ・税効果会計に係る会計基準の実務指針
- ・銀行業における決算経理基準の実務指針
- ・退職給付会計に係る実務指針
- ・債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い

- ・証券投資信託及び証券法人における当面の監査上の取扱い
- ・販売用不動産等の強制評価減の可否の判断に関する監査上の取扱い

特に最後のものは、固定資産の含み損処理を促すもので、従来のものとはかなり異なるので社会に及ぼす影響が大きいことを理解しつつ時価会計を（前提とする世界基準に近づけた代表的なものです。

5. 企業会計基準設定主体の民営化

国際会計基準委員会（IASC）が全面的に改組させることになり、民間で会計基準を設定していない国は、主要なポストに付けなくなりました。

現在大蔵省の下で企業会計審議会が会計基準を作成している日本は、ここでも世界から掛け離れていくことになります。そこで協会は本来、会計基準設定主体は「独立性」「透明性」「即時性」が要求されるべきも、民間による20人近い常駐スタッフを備えた団体の設立の必要性を主張してきました。そして、経済界、証券取引所、証券業協会、学会の協力を得て、大蔵省から同意をもらうまでに至りました。今後は運営資金の集金方法や活動の具体的内容の検討を重ねていくことになります。

6. 公認会計士制度と試験制度の見直し

現在進行中なのが、監査法人を含めた制度の見直しと、監査に従事できる公認会計士の増員を目的とした試験制度の見直しです。社会の公認会計士に対する要求は急増し、仕事量自体が増えている一方、既存の仕事では欧米に比べ監査時間が少ないといわれています。10年・20年後の日本の公認会計士制度を考えながらレベルを下げることなく、より多くの方々に、参加してもらえる試験制度を築き上げて行きたいと思っています。

注・筆者は、日本公認会計士協会理事。

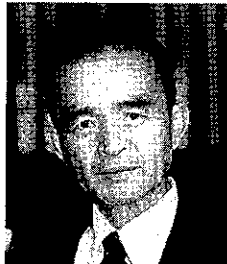
自治体の監査委員連続就任記録

—『杉並区監査委員公認会計士』—

昭36法学卒
(公認会計士)

茂 木 信

杉並区の監査委員に私が就任したのは、杉並区の監査委員をそれまで14年間、杉並区の公認会計士が登用されてきた実績を引き続き継続してゆく意味から



公認会計士杉並会会長の向山清志先生（慶應義塾の先輩）の「是非に」という推薦があり、私もこれを継続することが、公認会計士である私の義務と思い、お引き受けした次第であります。

向山先輩は、初代公認会計士監査委員があまり評価がよくなかったところを、次の監査委員に就任して、杉並区の公認会計士への評価を非常に向上させ、後の監査委員を代々、杉並区の公認会計士が勤める基礎を築かれました。

私の前任者は、公認会計士の松尾義雄先生で、立派な紳士であり、杉並区で公認会計士の評価が更に向上して、仕事で会う人々より賛辞とも受けとれるような声を聞いて自分が公認会計士であることに、うれしさを感じました。

区の監査委員は、杉並区では4名で、区議会委員の中から選任された委員2名と、議見を有する者の中から選出された委員2名で、議見を有する者から選出された中から、1名が代表監査委員となりこれは常勤であり、他の監査委員は非常勤であります。

昨年の6月29日に監査委員に就任し、就任後、最初の議会の開始直前に、区議会承認のお礼と就任の挨拶をいたしました。

監査委員の業務については、就任後6ヶ月が過ぎたが、現在迄で経験した事は次の通りです。

1. 区の施設の監査

区役所の出張所等、区の施設について現場に出張し責任者から利用状況及び金銭の出納等について、説明を受け実際に施設を見学する。

我々監査委員が訪問すると同時に、監査事務局の職員が出張し細かい帳簿その他について、調査する。

2. 財政援助団体等の監査

区により設立された公団公社その他、区の施設を利用した福祉団体等に対する監査も、上記区の出張所等の監査と同じ手法で行う。

3. 例月の出納検査

毎月区の出納について、収入役より提出された例月出納監査諸表について副収入役・担当部係長より説明を受け疑問点があれば質問をする。

4. 工事竣工の監査

工事が完了した建物を実際に見学して、工事の計画から完成迄の経過について報告書を受け、ヒヤリング及び問題点について質問をする。

5. 決算の審査・基金運用状況審査

前年度一般会計歳入歳出決算書、その他の会計歳入歳出決算書についての審査で、決算書類及び証書類につき、収入役及び副収入役、各部署課長より説明を受け、疑問点或いは問題点について質問をし、決算審査意見書を作成する。

6. 住民監査請求の監査

臨時的に住民監査請求があった場合、これに対応しなければならない。99年度は数回、監査請求がありこれに時間を使ったようですが、前年から現在までは住民監査請求は出ていない。

〈札幌市の行政視察〉

前年度杉並区の監査委員の行政視察は、札幌市役所でした。メンバーは監査委員4人と監査事務

社 中 交 歓

局長で、その目的は、札幌市の監査委員監査についてのその実施状況及び問題点等ですが、特に札幌市を視察対象としたのは、常勤である代表監査委員が公認会計士であったということです。

代表監査委員の日野晃輔氏は、2年前に、監査法人を退職して、代表監査員に就任されました。

公認会計士が公務員になったことは、すばらしいことだと思います。

従来日本では終身雇用で、学校を卒業すると公務員は一生、公務員であり、公認会計士は一生、同じ仕事ということであった。公認会計士が、公務員になることは少なかったが、日野晃輔公認会計士はその先鞭をつけてくれたものと思う。

札幌市では、監査の結果がすべて報告書として作成されており、発表されていた。

やはり、代表監査員が公認会計士であるということが、所々に表れていると感じて、この行政視察は我々監査員にとって教えられ事が多く、一同、気持ちを新たにしたい次第である。

次に、地方自治体は外部監査が導入される方向にあるが（市区町村は強制ではないが）既に任意で導入しているところもあり、札幌市では外部監査と、監査員による内部監査の両建となっており、外部監査の監査範囲と、出来るだけ重複を避けるように監査計画を立案されていた。

〈監査委員としての立場〉

監査委員となって、地方自治体の内部監査の仕事について、行政及び地方自治の条例及び規制等が多いので、改めて勉強することが多いが、先輩の代表監査人及び監査事務局長と共に、仕事は円滑にこなしてきている。

我々が監査することにより、監査が区民のために役立っていると、自信を持つと同時に、担当の役人及び援助団体の関係者が緊張して仕事を進め、気の緩みを抑える効果があると信じております。

我々の監査の結果は、①講評②報告公表に2分される。①講評では、監査結果のうち軽易な事項については報告書による指摘をせずに、口頭により注意し、改善是正を指示し報告を求める。②報告公表は、監査結果を区長及び区議会議長等関係機関に報告し、公表する。

公認会計士の通常の財務諸表監査に於いて監査（報告書となるものが報告公表であり、俗にブルーリターンと呼んでいたものが講評である。

表面化はしないが担当者等にとって我々の講評によってミスが無いよう努力することとなり、何等かの形で区政に役に立っていると思っている。

各施設の往査にあたっては、財務諸表監査と違いその施設が、合理的に運用されているかどうか、そこを利用する人達の安全対策はどのように取られているか、建物設備に危険な場所はないか、セキュリティ等が視察目的であり、今後、環境問題について、区の施設はどうであるかについても、注意すべきことだと感じております。

最後になりますが、私は監査委員としての任期を無事務めるべく、全力を尽くして参る所存です。と同時に、杉並区の監査委員には公認会計士が引（続いてその職に登用され、その伝統が引継がれるよう、私なりに努力してみたい、というのが私の現在における心境であります。

今後、地方自治体に外部監査導入制度が義務づけられて、杉並区にも、外部監査人として、公認会計士が登用されることを期待しています。

慶應義塾出身の公認会計士も、従来の業務だけに止まらず、自治体の外部監査人、或いは、自治体の監査委員、其の他の官職にも登用されることにより、公職を持つ慶大出身の公認会計士が、一人でも、多くなるよう、今後共、強くアピールしてゆきたい…。

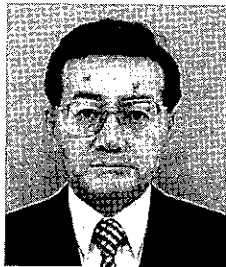
注・筆者は、日本公認会計士協会東京会常任幹事。

社中交歓

新潟市包括外部監査人での経験

—公認会計士登用外部監査人契約—

昭42法学卒 近野 茂
(公認会計士)



平成11年度より包括外部監査制度が開始された。この対象となる普通地方公共団体は①都道府県②指定都市③中核市④前記以外で契約に基づく監査を受け

ることを条例により定めたものとなっている。ここで中核市とは①人口30万人以上を有すること②面積100平方キロメートル以上を有すること③当該市の人口50万人未満の場合にあっては、従業地通学地による人口が、常住地による人口が多いという条件を満たしている都市をいう。新潟市は現在人口489千人であるが、上記②③に該当し中核市となる。尚、新潟市は平成13年1月1日付で西蒲原郡黒埼町と合併するため、合併後の人口は、515千人となる予定である。いづれにしても中核市であるため包括外部監査対象団体となっている。

二つの大河、信濃川と阿賀野川に囲まれた新潟市は水の都として知られ、湊町としては16世紀までさかのぼることができる。江戸時代は北前船による交易が盛んで、幕末には開港五港の一つに選ばれており、現在日本海側の都市としては最大の規模である。市の花は「チューリップ」市の木は「柳」であり、日本海の夕日も美しい。何か新潟市の紹介のようであるが、この新潟市の包括外部監査人に就任した経験を、以下に記したいと思う。

新潟県において包括外部監査対象地方公共団体は、新潟県と新潟市である。包括外部監査人選任については、先ず新潟県により公認会計士3名弁

護士3名推薦して欲しい旨の依頼があった。この6名のうちより新潟県の包括外部監査人が選任されることになった。又新潟市については、新潟県の包括外部監査人が決定する前に、公認会計士1名推薦して欲しい旨、新潟県会に要請があり、私が推薦されたということになる。

包括外部監査を、1人で実施することは、物理的に不可能で、当然何人かの手助けを必要とする。この補助をしていただく人達を当初4～5名を考えたが、初年度ということでもあり、結局公認会計士の方のみ、4名にお願いした。うち1名は、監査法人より派遣していただいた。3月下旬に、顔合せ兼打合わせ会を行ったが、やはり包括外部監査のテーマを何にするかということが、一番の問題であった。勿論、日本公認会計士協会等で、開催された研修会に参加し一応の知識、情報は、得ているつもりであったが、いざテーマの選定となると、予備調査を実施した上で決定するつもりではいたものの、初めての経験でもあり、慎重のうえにも、慎重を期す必要があった。

予備調査は、包括外部監査契約を4月1日付で締結してから本格的に行った。監査委員会で補助者の方々の承認をいただく必要があるため、当初は1人で予備調査を行った。この予備調査を実施するに際しては、監査委員事務局の方々に大変お世話になった。監査委員事務局の方々も初めてのことであり、とまどったと思うが、必要資料等提出していただき、いくつかのテーマを候補としてあげることが出来た。具体的にあげると、①新潟市民病院②市民税③下水道事業会計④新潟市土地開発公社を含めた公有財産の管理状況⑤財政援助町団体⑥システムの整備運用状況であった。①に就ては新潟市民病院が、新潟市として目標の一つに掲げている健康福祉都市の重要な一面を担っているものの、財務面からすると、可成りの未処理

社 中 交 歓

損失金の計上があること、またコンピューターの2000年問題も関係する等の点から重要と考えた。②に就ては、普通交付税の算定に使用される基準財政収入額に算入されない税収入について、市の自主財源でもあり市民の関心の高い点を考慮した。③に就ては、新潟市が昭和39年の地震で下水道に壊滅的な打撃を受けたこともあり、過去においては低めの普及率であったところ、近年毎年3%の普及を目指した結果、可成りの水準に到達したが、反面他都市同様、市債の増加をみている点で重要なテーマと考えた。④は公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立されている土地開発公社を含む問題である。新聞紙上でも話題になったが、先行取得土地のいわゆる塩漬けの問題、あるいは公有財産の管現の問題、更に普通財産等の有効利用等の問題が重要である。⑤に就ては、新潟市が地方自治法第252条の37第4項に基づき、財政的援助を与えているもの、あるいは出資しているもの等に対し、監査を実施することができる旨条例で定めたことにより監査対象となったもので、その出納事務の執行等について監査するものである。⑥に就ては、市の事務の広範囲に亘りコンピューター処理がなされて機器の数も多く、システム全般について、監査することに意義があると考えたし、又いわゆる、2000年問題も考慮に入れた。

テーマは当初より二つを選択するつもりでいた。

公認会計士協会の研修でも、いろいろのテーマが想定されてその着眼点、監査報告書、参考意見等が詳細にとりあげられていた。

それらを参考にして、第一のテーマとして新潟市民病院を選択した。病院をテーマとして取上げた包括外部監査人は可成りあった。第一のテーマは、すみやかに決ったが、第二のテーマは難行した。下水道事業会計は重要と考えたが、市の監査委員事務局ですでに監査に入っており、重量的

になる面もあるため取上げなかった。尚下水道事業会計は今年度テーマとして採用している。公有財産管理も重要であるが、コンピューター2000年問題を含めたシステムと市税を取上げることとした。テーマとしては、市税であるが、それに関係するシステムも対象としたため、監査対象部署も、電算情報課も含めた。

市民病院の場合いちいち資料を運ぶ手数を省くため直接市民病院へ行き、私を含め3人で監査を実施した。病院の場合診療報酬制度の下で運営されているため、レセプト請求に関する事前学習に相当時間をかけた。会計検査院の国立病院に対する検査でも、金額の大きい請求もれが、報告されていたため、当然診療報酬請求について監査の必要性を認めたものである。

又市民病院は公営企業であり、正規簿記の原則が適用になるが、どうしても一般会計と同じく、資産管理においても、不十分になる傾向にあり、更に補助等の整備に於いても、不備になりがちである。経済性、効率性の面では、部門別原価計算、委託料の算定方法、高度医療器械設備の効率的利用等を中心に、監査した。

市税の方で対象とした税は①市民税、②国定資産税、③都市計画税である。監査は、システムの給付を含めて実施した。

二つのテーマとも当方の意見について誤解があると困るため、担当者の方々から検討してもらい、そのうえで、誤字脱字がないよう幾度も校正し、印刷を依頼した。包括外部監査の結果報告書を提出したのは、平成12年3月21日である。

その提出先は、新潟市長、新潟市議会議員長、新潟市監査委員の方々である。

尚、平成13年度についても、新潟市の包括外部監査を担当させていただいているところである。

注・筆者は、日本公認会計士協会東京会常任幹事。

理工卒から3次試験合格迄の道

— 公認会計士監査業務での体験談 —

平4理工卒
(公認会計士) 越智多佳子



私は、現職は監査法人系のコンサルティング会社であるプライスウォーターハウスクーパースフィナンシャル・アドバイザリー・サービス株式会社に在籍、

公認会計士としての体験談を一筆させていただきます。

●受験時代：理工在学中は限定スケジュールで

私の公認会計士第2次試験への始まりは理工学部在学中の4年生の時に遡ります。理工学部の学生は4年生の時は1年をかけての研究活動に入りますので、4年次での受験生活は不可能かと思う方も多いかと思いますが、決して受験勉強は長い時間かけた方が「勝ち」というわけではなく、如何に効率的に勉強するかさえ間違わなければ時間の不足は補うことが出来るものと思います。

私の場合は、大変感謝すべきことですが、機械工学学科の高橋研究室に在籍し、恩師である高橋先生を始め、諸先輩方及び同期の友人の協力があつたことも卒業後の合格の大きな要素の一つです。

公認会計士の試験の内容は、私の受験自体とは、8年前なので、大幅に変わったようにも聞いていますが、主要科目に変更はないと思いますので、その時の経験を紹介させていただきます。

試験科目は理工系の学生には縁遠いものが多く、そのため理工学ないし理工学卒の学生には、受験自体が随分不利に感じる方も多いのではないかと思います。しかし、試験科目として接するという観点では、大差ないと思います。

多少「慣れているか」程度の差と思ひ、かえって「新しいことを学ぶ」という気でいれば、合否に係る程の大きな問題ではないと思ひます。

私は、在学中に、専門学校で購入したテキストを主に独学して、苦手な科目を専門学校に受験しに行きました。

一部、通信学習教材も利用しました。日中は学校での実験生活を過ごし、朝ないし夜の答案練習会で、科目を選択して受講していました。

在学中は、時間の取れる範囲で自分が何を出来るか、と考えた結果のスケジュールでした。

この時期は、試験対策にのみに走らないで、自分にとっての「新しい学問」の基礎を完全に理解することが一番と考えていました。

研究室の皆さんの協力を得て、卒業論文を仕上げた後の3月の卒業後は、7月末の試験にむけ、今までの勉強を総復習しつつ、試験にむけて多少テクニク的なコツを勉強する毎日でした。

学生時代の友人が新社会人としての新しい生活を始めているのを羨ましく思いつつも、さすがにこの期間は勉強づけになりました。今思えば、試験科目のすべてが、目新しかったからこそ、勉強づけの生活を送ることが出来たように思ひます。

●合格後：大手監査法人に入所

試験合格後は、大手監査法人の一つでもある監査法人に入所しました。受験時代もそうですが、第2次試験合格後も理工学卒であることのデメリットなど有りません。(反対にメリットもない。)

監査業務は、実験で得られた数値データから事象を読み取ろうとする理工学部の勉強と同じで企業の営業活動の結果である財務数値から、企業の置かれている状況等を読む作業と言え、理工系も監査も似ていると、思つたものです。

反対に理工系の道をそれたことで、きっと大きく変わったであろうと思つたのは、「監査業務と

社中交歓

は多くの人と出会う仕事だな」と思ったことです。監査業務は、数値化された財務数値を分析していく業務ではありますが、被監査会社の担当者（経理・財務の担当者に係らず、営業・企画の担当者や時には役員まで）に直接会って質問して、いくことも必要となります。「似たようなことをやっている」と思う反面、学部での専門性から離れることの（あえて言うなら）多少のデメリットがあったとしても、これは楽しい、よい機会を与えられる仕事だと思いました。

●監査法人退所後：財務コンサルティング・M&Aを中心として

私は約5年の監査業務の実施の後、監査法人を退所し、監査法人系のコンサルティング会社へ入所しました。「監査業務を長くやると、面白味がなくなり転職する」と考えている方もいるかもしれませんが、私の監査業務5年の経験はようやく余裕をもって監査を行うことが出来るようになるという状況でした。監査は奥が深いものだと思います。1つの会社の活動を捉えようとするのですから、奥が深くないわけもないのですが、私が、それでも転職を決めたのは、30代の声が近く聞こえるようになったその時、自分の可能性を、広くしておくことも必要と考えてのことだと思います。

転職先は、現職であります監査法人のコンサルティング会社で、主にM&Aの仲介業務と、企業評価を請け負う会社であります。ここでの業務には監査の経験が大いに役に立ちました。思えば、他人の会社に入りしてその内容を見ることなど、なかなかないチャンスであり、静的情報である財務数値を読むこと、企業をみる際の鳥瞰図的な視野など、そこで養うことの出来た目は、貴重な財産であると思います。公認会計士という資格の可能性を感じたのは、監査業務を行っていた頃よりその後の財務コンサルタントとしての生活の中で

かもしれません。私は財務コンサルタントという道を選びましたが、監査業務での経験を他のいろいろな局面に生かしている方が多いと思います。

●公認会計士監査業務の最近事情：

私は既述のように監査業務を離れて数年がたちましたので、監査業務の実情は現時点で監査業務に係る諸先輩方の説明に譲る方が、ふさわしいとは思いますが、その現場に近いところにいるということで、今回のこの紙面を借りて、私見を述べるのであれば、公認会計士監査業務は、より厳しい状況になってきており、だからこそ活躍の場所も期待される役割も増えてきていると思います。

私の社会人体験など高々8年ではありますが、私が就職した頃と比べても、現在は「変化のスピードが速い」と感じます。

周知の通り、大企業・金融機関の倒産、外国企業の日本市場算入、会計基準の国際化の波、M&Aの活発化など、企業にとっても監査法人にとっても、1公認会計士にとっても、取り巻く環境が、早いスピードで変化していきます。

そのような状況にあって、監査業務という1種公的な役割をもつその業務は、変化も向上もより期待されているように思います。また、監査法人や公認会計士に対しては、このような状況であるからこそ、監査業務以外にも、多くの期待が寄せられていると思います。

実際、私のM&A業務をやっていく過程では、多くの公認会計士の方の、協力を受けています。

資格取得のためだけの受験生活は、勤められるわけでもなく、また面白味もないと思いますが、資格取得後には、興味深い世界が待っているのだと思います。このような世界に、より多くの塾生が、参加して下さることを期待しますし、また、公認会計士という資格の可能性をご自身で、ぜひ感じていただきたいと思います。

社中交歓

監査法人業務での女性の必要性

—最近における女性進出の優越感—

平10商学卒
(会計士補)

瀬戸口 祥子

月日の過ぎるのは早いもので、私が第2次試験に合格してから1年が過ぎました。

振り返れば、めまぐるしく過ぎ去った月日のように感じます。

さて今回、第2次試験合格の立場からの執筆依頼を受けましたので、何らかのお役に立てればと思います、寄稿させていただくことにしました。

私がいただいた表題は「監査業務での女性の必要性」—最近における女性進出の優越感—ということでした。

ここで私の率直な感想としては、特に女性の必要性があるわけではないと思います。女性が進出しているかもどうかもわかりませんが、優越感を感じたこともありません。

第2次試験に合格してみたら、たまたま女性であったというのが本当のところではないでしょうか。

別に女性が必要なのではなく、業界として門戸が広い結果、女性にも等しく機会が与えられているのではないかと思います。

実際、よく言われているように男女間の区別は殆んどないように感じます。男性と同じように、残業もすれば、出張にも行きます。ヘルメットをかぶって柵の立会をすることだってあります。

私は、まだ1年ほどしか働いていないので確かな事は言えませんが、男女の区別よりも、むしろ、監査チームでの一ジュニアスタッフとしての意識のほうが強いと思います。



ですから、監査業務に女性たる必要性があるかと言えば、正直に申して、あまりその必要性はないように感じます。ただ逆に女性として、この職業を選ぶメリットは、とても大きいと思います。

私自身、学生の頃から、結婚するから必ず退社とか、出産したら家庭に入るのが当然という考えに、なじめない部分がありました。

もちろんこのような問題はその人のpriorityや人生におけるdecision makingによるものだと思います。また、学生時代にはそう思っていたとしても、働くにつれて心境の変化はあるので、その為にも自分に選択肢を残しておく職業をと思い、専門職を目指しました。学部の関係で結果として公認会計士という職業を選んだと言えます。

このように純粋だか不純だか自分でもよく解らない理由で職業を選んだものですから、強い志を持って公認会計士の職業を選ばれた方や目指している方から見たら物足りない動機かも知れません。

しかしこの業界に入って思ったことは、やはり女性にとってはとても良い職業であるということです。

実際結婚してらっしゃる方も、小さいお子さんがいる方も働いています。それを認める環境が、すでに作られているからです。もちろん本人にとっては大変なことかもしれませんが、少なくとも、主婦であることと専門家であることの両立の道は選択肢の中に残されています。一般の事業会社、特に、日本企業に就職した友人の話から、まだ働く女性にとって環境が整っていないような話を聞きます。

悲しいことですが、企業の謳い文句と現実とが、一致していない場合もあるようです。

そう言う点では公認会計士に限らず専門職というのはリベラルな面が多いのではないのでしょうか。

そして働くことをライフワークの一環として位置付けている女性にとっては、とても大きな要素

社 中 交 歓

ではないかと思えます。

私個人は、女性の社会進出といったことには、特に興味がないので、男性と肩を並べるなどといった考えは持ったことはありませんが、不必要に自分の選択肢を狭める必要もないし、可能性はできるだけ広く残しておいた方がよいと思えます。

幸い、私は良い先輩と良い同期に恵まれているため監査法人での生活にはとても満足しています。手前味噌なようですが、やはり監査法人に勤める人は向学心と向上心に富んだ人が多く、志の高さには尊敬すべき人にも出会うことができました。

やはりスキルとノウハウを持った知識集団であることは確かです。逆に言えば年次が上がるにつれてそのスキルやノウハウを身につければ、十分に個人として認められるのではないのでしょうか。

その意味では、個人の努力がストレートに反映される貴重な職場であると言えます。つまり、女性であることよりも、会計と言う職業専門家と、目指す姿勢のほうが問われるように思えます。

しかし、これでは、いただいたお題目から大変かけ離れたものになってしまうので、私なりに公認会計士という職業と、自分が女性であることを、以下で、関連付けて考えてみようと思えます。

ここで、私が今感じている、女性が公認会計士という職業を選ぶメリットはなんのでしょうか。

私もあらたまって考えたことはないのですが、この機会に改めて考えてみようと思えます。

まず考えられるのは監査チームとクライアントの関係において僅かながらでもプラスに働かせることができるかもしれないということでしょうか。

クライアントとの良好な関係を保つことは監査にとって重要です。クライアントとの協力的関係は現場に行くものとしては重要なファクターです。

この関係を良好に保つことは結局、相互理解や、クライアントの監査手法に対する理解度、もっと

いえば、お互いの人間性の問題にも帰着しますが、女性である点で、もしかしたら、少しでも雰囲気や和ませることはできるかもしれません。

男性なら気づかない細やかなフォローができるのはやはり女性に与えられた資質だと思います。

次に考えられるのは、行く先々で顔を覚えてもらえるというメリットでしょうか。現実的に圧倒的に男性の多い業界ですから、女性であると言うだけである程度、認識してもらえます。しかしこれはその後の自分のパフォーマンスによって良くも悪くも認識されるわけですから結局本人次第ということになります。監査という業務自体が会社にとっては通常業務を中断するかたちで対応することになるので、できるだけ信頼関係を築いた方がやりやすいと言うのがこの一年働いた実感です。

このように、いくつか女性であるが故のメリットもあるかもしれません。しかしながら、やはり問われるのは個人の姿勢であると言う結論に到らざるをえません。実際、これが、私が最近強く、実感していることです。

これから公認会計士を目指していらっしゃる方にはお役に立てたかどうかは分かりませんが、業界は今大きな過度期にあり、旧態然として変化しなければ監査法人は社会から手痛いしっぺ返しを受けることになるでしょう。それは、公認会計士という職業自体は無駄であるということではなく、その社会的有用性は、高い職業だと思いますし、また社会的必然性を発揮するためのフィールドは可能性として広がっていると思います。

公認会計士試験は、確かに厳しい試験かもしれませんが、但し受からない試験ではありません。

これを読まれる塾生の方々が、めでたく合格されて、どこかで巡り合えることを、楽しみにしております。頑張ってください。

注・筆者は、太田昭和センチュリー監査法人勤務。

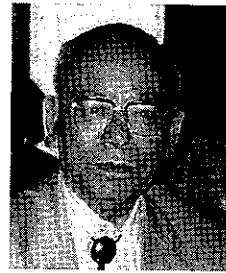
通算29年間・士補合格首位堅持

—1970～2000年迄の31年間で—

I 公認会計士・会計士補の全国版の現状

(1)公認会計士・有資格者 (12.10.31現在)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
①三次試験	13,735	981	12,754
②特別試験	1,042	715	327
③特別試験	1,204	739	465
合計	15,981	2,435	13,546



昭22経済卒 西野 清
(公認会計士)

(2)会計士補・有資格者数 (12.10.31現在)

①第二次試験合格者総数	18,373
②第二次→第三次合格者外	13,797
③第二次試験合格者現在数	4,576

(3)日本公認会計士協会・登録者数 (12.10.31現在)

①公認会計士・有資格者数	15,981
死去・未登録者数等 (-)	2,740
公認会計士・登録者現在数	13,241
②会計士補・有資格者現在数	4,596
死去・未登録者数等 (-)	491
会計士補欠・登録者現在数	4,085
(内)協会入会・準備会員	3,831
③監査法人・現在登録者数	149
監査法人・公認会計士数	6,461
監査法人・会計士補数	2,933

II 慶大出身者数・増加推移の現状

(1)慶大出身・協会会員・準会員内訳表 (12.10.31現在)

資格別	全国数	慶應義塾出身者数	%
①公認会計士 会員数	13,241	1,825	13.8
②会計士補 準会員数	3,831	627	16.4
合計	17,072	2,452	14.4

(2) 慶大出身者数増加の新記録樹立の続行

①平成12年度において、公認会計士は別表の如く新たに110名(昨年は137名)が登録。また会計士補は新たに136名(昨年133名)が合格。

②公認会計士登録の総累計は1,939名に達し、会計士補の合格数の616名を加算すると、両者の登録合格者数は2,555名で、2,500名の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士114名、会計士補15名。

上記にて現在の公認会計士は1,825名。会計士補601名。合計で2,426名が合格されている。

③平成12年度の第二次試験合格者数は136名(P32別表明細)。本会報のP31の表記載のごとく、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の都内有名大学を抑え、その増加数は引き続いて、1975年以来、連続26年間・首位の王座を樹立できた。

④平成元年よりは、12年間連続・三桁の合格数を超える新記録を樹立したこととなる。

⑤商学部会計研究室「会計人への道」による「会計人コース」, 91.12の資料を集計すると、出身学校別数は慶大が、1970年以来、通算29年間・首位の王座を独占し続けたことが証明されている。

⑥平成7年度合格者数が、大学卒別で早大と同数となったが、11年に続き、12年度も、首位の王座を樹立できたので、連続26年間・首位の記録となった。この記録の流れを、2001年へと、是非共引続き、引き継いでゆかなければならない。

公認会計士三田会は、第二次試験受験志向の塾生の環境造りに努力するが、同時に、関係者各位よりの、更なるご協力を切望しています。

Ⅲ 慶大出身者数・(公認会計士・会計士補登録者・年次別) 合格一覧内訳表

平成12年10月31日現在・公認会計士三田会調べ

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比	塾出身	全国数	同全体比
52 / 8 / 31	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53 / 12 / 31	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54 / 9 / 30	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55 / 6 / 30	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56 / 10 / 31	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57 / 10 / 31	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58 / 10 / 31	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59 / 10 / 31	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60 / 10 / 31	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61 / 10 / 31	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62 / 10 / 31	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63 / 10 / 31	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%
1 / 10 / 31	840	8,475	9.9%	347	2,093	16.6%	1,187	10,568	11.2%
2 / 10 / 31	895	8,815	10.2%	385	2,170	17.7%	1,280	10,985	11.7%
3 / 10 / 31	973	9,151	10.6%	416	2,535	16.4%	1,389	11,686	11.9%
4 / 10 / 31	1,028	9,419	10.9%	470	2,807	16.7%	1,498	12,226	12.3%
5 / 10 / 31	1,127	9,860	11.4%	485	2,968	16.4%	1,612	12,828	12.6%
6 / 10 / 31	1,214	10,329	11.8%	513	3,104	16.6%	1,727	13,433	12.9%
7 / 10 / 31	1,300	10,817	12.0%	550	3,173	17.3%	1,850	13,990	13.2%
8 / 10 / 31	1,394	11,205	12.5%	571	3,376	17.0%	1,965	14,581	13.5%
9 / 10 / 31	1,489	11,749	12.7%	588	3,319	17.7%	2,077	15,212	13.7%
10 / 10 / 31	1,609	12,276	13.1%	669	3,486	19.2%	2,278	15,722	14.5%
11 / 10 / 31	1,719	12,729	13.5%	601	3,693	16.3%	2,320	16,422	14.1%
12 / 10 / 31	1,825	13,241	13.8%	627	3,831	16.4%	2,452	17,072	14.4%

(注) ●全国大学卒別の記録集計において、慶大は、●連続首位26年間・通算首位29年間の新記録を樹立●
●平成年度において12年間連続・三桁数合格を達成●

Ⅳ 慶大出身者数・公認会計士・登録順一覧内訳表 (登録総数1,939名・抹消114名・現在数1,825名)

平成12年10月31日現在・公認会計士三田会調べ

登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数
1~2000	51	27	24	7001~8000	142	6	348	13001~14000	148	7	1438
2001~3000	38	15	49	8001~9000	154	5	633	14001~15000	202	2	1638
3001~4000	20	7	60	9001~10000	167	3	797	15001~16000	179	0	1817
4001~5000	63	9	114	10001~11000	161	8	950	16001~16032	8	0	1642
5001~6000	115	9	220	11001~12000	189	8	1131				
6001~7000	132	4	348	12001~13000	170	4	1297				
(累 計)	(419)	(71)	(348)	(累 計)	(1402)	(105)	(1297)	(合 計)	1939	114	1825

(注) 当期間の登録採削(死亡)は次の2名

①戸田 達二(登録 1956) ②市川 隆(登録 3481)

V 慶大出身・会計士補合格数・通算29年間、連続26年間・首位記録一覧表 (大学別・補習所入所等)
 ●慶大平成年度・11年間連続・三桁数合格達成● (関東地区大学のみ集計) 公認会計士三田会調べ

年次/都内順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注)
① 昭和45年度 (1970)	慶大39	中大29	早大26	東大12	一橋9	明大9	神大(8)	同大(8)	横浜7	関大(4)	
② 昭和46年度 (1971)	中大51	早大38	慶大28	明大22	横浜14	東大8	神大(8)	同大(7)	京大(5)	阪市大(4)	
③ 昭和47年度 (1972)	慶大48	中大47	早大32	明大17	東大13	神大(11)	京大(10)	一橋9	横浜6	同大(5)	
④ 昭和48年度 (1973)	慶大42	早大30	明大18	中大16	一橋11	東大9	日大8	法大5	横浜2	立大1	
⑤ 昭和49年度 (1974)	中大65	慶大61	早大42	明大25	東大10	一橋8	横浜8	法大7	立大5	—	
⑥ 昭和50年度 (1975)	慶大32	早大22	中大16	明大16	東大9	日大6	法大5	一橋3	—	—	
⑦ 昭和51年度 (1976)	慶大50	早大44	中大29	明大28	一橋14	日大8	法大6	横浜6	立大6	東大5	
⑧ 昭和52年度 (1977)	慶大45	早大44	明大30	中大26	一橋13	日大7	東大6	法大6	立大6	横浜5	
⑨ 昭和53年度 (1978)	慶大39	早大37	中大34	明大13	一橋6	法大6	東大5	横浜5	立大3	日大2	
⑩ 昭和54年度 (1979)	慶大36	早大29	中大23	明大14	一橋9	法大8	東大5	横浜5	立大5	日大5	
⑪ 昭和55年度 (1980)	慶大30	早大30	中大27	明大17	一橋9	横浜8	法大5	東大3	立大8	—	
⑫ 昭和56年度 (1981)	慶大26	早大24	中大20	明大13	一橋10	横浜7	東大6	法大6	日大3	立大2	
⑬ 昭和57年度 (1982)	慶大26	早大18	明大16	横浜14	中大11	一橋8	東大5	法大4	立大4	日大1	
⑭ 昭和58年度 (1983)	慶大39	早大34	中大20	明大19	横浜9	法大8	一橋8	東大5	立大5	日大2	
⑮ 昭和59年度 (1984)	慶大54	早大40	中大27	明大20	一橋12	横浜11	東大8	法大6	日大6	立大3	
⑯ 昭和60年度 (1985)	慶大53	早大36	中大21	明大19	一橋13	法大12	横浜10	日大9	東大9	立大2	
⑰ 昭和61年度 (1986)	慶大63	早大56	中大40	明大28	一橋12	横浜12	東大14	法大13	日大14	立大4	
⑱ 昭和62年度 (1987)	慶大68	早大49	中大36	明大27	一橋15	横浜15	東大13	法大7	日大7	立大5	
⑲ 昭和63年度 (1988)	慶大68	早大45	中大38	明大23	一橋18	東大13	法大13	横浜10	日大6	立大2	
⑳ 平成1年度 (1989)	慶大108	早大67	中大35	明大35	東大26	一橋18	法大12	立大12	日大11	横浜9	
㉑ 平成2年度 (1990)	慶大111	早大78	中大46	明大36	一橋24	東大21	横浜18	法大15	立大9	日大8	
㉒ 平成3年度 (1991)	慶大108	早大101	中大50	明大45	一橋32	東大28	横浜14	法大10	日大8	立大11	
㉓ 平成4年度 (1992)	慶大126	早大110	一橋46	中大41	東大40	明大36	法大24	横浜19	立大14	日大5	
㉔ 平成5年度 (1993)	慶大109	早大98	中大46	明大45	一橋36	明大32	法大13	横浜19	立大8	日大15	
㉕ 平成6年度 (1994)	慶大140	早大102	東大57	一橋37	中大29	明大27	横浜19	法大14	立大10	日大4	
㉖ 平成7年度 (1995)	慶大134	早大134	中大41	東大39	一橋27	明大22	横浜15	法大11	日大8	立大8	
㉗ 平成8年度 (1996)	慶大115	早大95	中大39	一橋38	明大34	明大23	横浜22	法大14	日大11	立大4	
㉘ 平成9年度 (1997)	慶大115	早大85	中大38	明大33	一橋26	東大24	横浜19	法大14	立大12	日大8	
㉙ 平成10年度 (1998)	慶大119	早大97	中大34	東大29	明大28	一橋21	横浜14	法大13	日大12	立大9	
㊀ 平成11年度 (1999)	慶大133	早大88	中大47	東大47	一橋35	明大27	法大23	横浜21	日大12	立大11	
㊁ 平成12年度 (2000)	慶大136	早大90	中大60	東大50	一橋35	明大35	法大23	立大18	横浜16	日大13	
(計)	慶大2,362	早大1,886	中大1,213	明大811	東大604	一橋595	横浜376	法大303	日大199	立大187	

左の外・上位十位……●同志社大39・⑧京大28・⑨神戸大27・⑩関西学院大23
 平成十二年度実績……●第二次受験者数二一、〇五八名●合格者数八三八名●合格率七・六% (平成十二年一〇月三十一日現在)

(注)●上記の(計)は昭和42年度実績数より累計数を示す。

○平成12年公認会計士2次試験合格・補修所入所等・慶大出身136名一覧表○

(連続26年・通算29年間・大学別合格数・慶大首位記録達成)

(平成12年度・願書提出者11,058名・合格者838名・合格率7.6%・女性合格者143名)

(大学別順位=▲①慶大136②早大③中大60④東大50⑤同志社37⑥一橋大35⑦明大35⑧京大28⑨神戸大27⑩関西学院23⑪法政大23)(立大18 横浜国大16 日大13)

(注=平均年齢26.1歳・最高年齢51歳・最低年齢20歳)

平成12/11/2現在・公認会計士三田会調べ

氏名	卒年	氏名	卒年	氏名	卒年	(4年在学生20名)	
1 岡本 善之	60商	36 西澤 拓哉	太9経	71 坂上 藤継	ト11商	01 臼杵 大樹	登経在
2 佐藤 誠	登62経	37 林 武範	朝9経	72 澤邊 裕輔	ト11経	02 梅澤 崇仁	朝経在
3 芦田 千晶	中2法	38 藤原 正啓	朝9法	●杉浦 野衣	11総	03 尾下 大介	ト経在
4 阿曾 友淳	太3経	39 丸岡 裕	太9経	●曾木 貴子	太11経	04 加瀬 直樹	太工在
5 那須 哲朗	4法	●宮澤 桂子	中9環	75 大楽 弘幸	ト11商	05 坂寄 圭	太総在
6 三浦 寛晃	4商	41 山田 敏之	朝9商	76 高橋 亜夫	登11経	●柴田 知香	登経在
7 河野 毅	太5経	42 山田 久稔	太9経	77 高山 和也	中11商	07 関根 和昭	登経在
8 小林 秀誉	登5商	43 吉岡 大志	中9商	78 西脇 徹	11商	08 高桑 昌也	登商在
9 富所 淳	登5経	44 岡本 修	中10商	●根本久美子	朝11経	09 高橋 康之	登経在
10 八代 英明	5商	45 金子 好宏	中10商	80 本田 匡	11経	10 竹原 智威	ト経在
11 加藤 圭介	太6経	46 草野 耕司	ト10経	81 松田 有史	ト11経	11 田中 計士	太商在
●杉浦 範子	ト6総	47 小早川直也	10商	82 宮森 信英	太11経	12 土谷祐三郎	ト経在
13 関 大地	中6経	48 今 俊輔	ト10理	83 會川 徹	中12経	13 手計 徹也	ト商在
14 堀井 秀樹	登6経	49 崎山 桂介	中10法	84 浅川 弘樹	ト12経	14 野中 将二	登経在
15 小田 竜一	ト7文	50 佐々木秀和	朝10総	85 岩村 篤	ト12商	●野村 奈穂	登商在
16 加藤 雅也	中7経	51 佐藤 光俊	ト10商	86 小原 正憲	12経	16 羽田野雄造	商在
17 小林 修一	7商	●鈴木奈津子	ト10商	87 鏡 高志	12商	17 宮園 伸吾	登経在
18 垂水 敬	ト7経	53 関 善之	太10商	88 片岡 宏介	中12商	18 三好 巧	ト商在
19 難波 隆豪	太7経	54 田口 聡志	10商	●後藤 昌子	太12経	19 山田 幸平	登経在
20 橋本 幸造	太7経	55 豊原 輝久	朝10法	90 酒井 隆一	中12商	20 吉野 恭平	朝経在
21 竹中 稔★	ト7経	56 平松 俊之	ト10法	91 佐藤 洋介	中12商	(3年在学生10名他4名)	
22 長田 洋和	8経	57 府川 逸人	ト10経	92 鈴木 伸也	ト12経	01 安藤 洋太	商在
23 片岡 平太	太8商	58 牧原 貴宣	ト10商	93 須田 憲司	太12経	02 磯崎 陽平	経在
24 亀井 孝衛	ト8経	59 藁谷 靖聡	中10経	94 高梨 喜裕	12総	03 小野澤卓哉	登経在
25 十川 智基	8商	60 山口 文義	朝10商	95 高林 裕之	朝12総	04 河村 弘毅	経在
26 竹田 裕	ト8経	61 横塚 正樹	朝10経	96 建林 秀明	ト12商	05 鈴木 忠典	経在
27 田崎 雅也	中8経	62 芳村 和則	中10法	97 田中 健之	中12経	06 西内 永二	太商在
28 田中 昭仁	ト8商	63 赤石 英俊	太11経	●西村麻理子	朝12商	07 林 千雄	経在
29 馬路 智司	太8経	64 池田 孝司	11商	99 橋本康一郎	太12法	08 三木 拓人	登経在
30 森 孝義	太8経	65 池田 弘毅	ト11経	100 村上 未来	中12商	09 盛 浩之	登経在
31 米田 博雄	ト8経	66 岩崎 竜也	ト11経	●山田 朋子	中12法	10 世良 州	中6経
32 阿久根孝彦	中9経	67 馬野隆一郎	太11総	102 山本 達朗	朝12総	11 竹内 茂隆	8環退
33 宇野 光洋	朝9経	68 岸野 俊彦	中11経			12 前田 英之	太4商
34 北澤 暁	中9商	69 北村 親吉	太11商	(●印女性合格11名)		13 廣田カルロ	太10経
35 高山 朋也	ト9経	70 小出 裕樹	太11商	(★印11年度合格者)		14 大原 多鶴	太(通)在
小計	35名	小計	35名	小計	35名	小計	34名
登録	28名	登録	32名	登録	26名	登録	27名

登録合計113名 (法人別・トーマツ31名・太田28名・中央23名・朝日14名・登録17名)

●慶大出身・公認会計士平成12年度合格調・登録110名一覧表 (②③④⑤⑥⑦⑧は2次合格年度)

(12/3/31発表・受験者数1154・合格者651・合格率56%) 平12/11/2現在・公認会計士三田会調べ

氏名	卒年	登録番号	氏名	卒年	登録番号	氏名	卒年	登録番号
1 平山 実	太1商⑦	15409	47 並木 安生	朝8経⑧	15729	93 根岸 二良	ト7商⑧	15973
2 渡辺 克己	7経⑤	15421	48 服部 由美	太4経⑧	15734	94 吉澤 一子	7商⑧	15974
3 鈴木 宏	4理⑥	15422	49 田中 徹也	太7経⑧	15740	95 北村 崇	ト7経⑦	15985
4 高橋 克典	柳2商⑧	15435	50 小川 勤	太9商⑧	15743	96 信澤 山洋	ト9経⑧	15989
5 溝口 貴伸	太8経⑧	15438	51 高原 和之	中5経⑧	15748	97 岩川 隆幸	ト4経⑧	15991
6 越前 雅貴	中1経⑦	15455	52 野上貢智紀	中9商⑧	15751	98 小池 亘	ト7商⑦	15995
7 加藤 幹也	太8経⑧	15457	53 磯部 真一	朝7経⑧	15766	99 江本 博行	太4経⑦	16000
8 梅澤 泉	中3経⑦	15471	54 鈴木 理加	中3法⑦	15768	00 野田 智也	ト9経⑧	16005
9 中野 宏治	中61商⑦	15482	55 久保田正崇	中10経⑧	15770	01 會澤 正志	ト63法⑧	16017
10 斎藤 達	ト5文⑧	15484	56 若菜 亮一	中4経⑧	15772	02 勝目 雅子	ト8商⑧	16018
11 岩田 巨人	優2経⑧	15493	57 千代田義央	中10商⑧	15773	03 石塚 仁詞	ト9経⑧	16020
12 岸井 慎一	ト9商⑧	15494	58 川渕 正光	太8経⑦	15775	04 上野佐和子	太63経⑧	16024
13 谷村 俊之	61経⑥	15504	59 安部 里史	太8経⑧	15776	05 椎野 泰輔	中1商⑤	16028
14 川島 涉	8経⑧	15505	60 野村 尊博	中9商⑧	15779	06 榊原 美穂	ト6商⑦	16031
15 永川 聖子	ト62政⑧	15509	61 小山 恭史	7商⑦	15780	01 後藤 雅之	総63経②	15397
16 山本日出樹	中3政⑦	15510	62 石川浩二郎	朝7経⑧	15789	02 鈴木 啓央	7経⑦	15402
17 小坂建太郎	太9商⑧	15519	63 三浦 貴司	中7商⑧	15792	03 川上 哲生	41経④	15408
18 山本 貴啓	太2経⑦	15521	64 山本 大	中7商⑧	15803	04 二階堂昌吾	6経⑥	12634
19 吉原 一貴	ト8商⑧	15524	65 山之内茂嗣	中8経⑧	15804			
20 石黒 之彦	太9経⑧	15528	66 吉田 雅彦	8経⑧	15806			
21 高木 健治	太8商⑧	15533	67 山本 道之	ト7商⑧	15813			
22 野村 実	朝8商⑧	15534	68 遠藤 香子	ト9経⑧	15817			
23 古木 淳一	ト1経④	15536	69 並木真規子	太5経⑧	15818			
24 鳥越 貞成	6経⑥	15548	70 大西 重延	3商⑧	15825			
25 蘭田 統	中3商⑦	15563	71 秋山修一郎	ト7法⑧	15832			
26 前田 美紀	朝8法⑧	15565	72 小出恵美子	ト6経⑧	15835			
27 菅野 亘	ト6商⑦	15581	73 富田 雅樹	ト8経⑥	15843			
28 笠原 武	中7経⑧	15592	74 紙本 竜吾	朝5経⑦	15852			
29 真田恵美子	中7経⑧	15601	75 菱川 陽子	中7経⑤	15872			
30 野中 徹郎	太8経⑧	15603	76 西山 哲子	中7商⑦	15875			
31 安斎 寛昭	太61商⑧	15608	77 井上 敏彦	中6商⑧	15878			
32 藤田 和也	ト1商③	15613	78 江戸川泰路	太9法⑧	15882			
33 浦 貴行	朝10経⑧	15625	79 松下 晃平	中9経⑧	15890			
34 野田 哲章	朝8経⑧	15632	80 黒澤 功栄	中8商⑧	15892			
35 富樫 高宏	朝8経⑧	15634	81 藤原 林	2商⑦	15911			
36 宮坂 直慶	朝5経⑤	15640	82 武田 芳明	朝9経⑧	15915			
37 菊池 哲史	2経⑦	15646	83 酒井美智子	太7経⑧	15917			
38 蔵本 隆	1経⑤	15648	84 金子 明道	太7商⑧	15918	(注)		
39 佐藤恒之介	2商⑧	15649	85 矢原 博明	太6経⑧	15919	法人別所属数	(91名)	
40 寺田 裕	朝7経⑧	15655	86 中村 彰夫	7経⑧	15920	(朝 日)	(14名)	
41 駒井 昌宏	中6文⑧	15661	87 古瀬 正徳	ト7商⑧	15925	(トーマツ)	(24名)	
42 花井 強	太8経⑦	15683	88 徳山 一晃	ト9経⑧	15926	(太 田)	(24名)	
43 稲吉 崇	太6商⑥	15685	89 法木 右近	59経⑥	15928	(中 央)	(25名)	
44 武澤 玲子	太7商⑧	15701	90 小松 千恵	中9商⑧	15947	(そ の 他)	(4名)	
45 浅原 哲	朝8法⑧	15704	91 野尻 剛	伊10経⑧	15950			
46 高橋 京子	8理⑦	15714	92 伊巻 寛幸	朝7商⑦	15963			

(注) 朝は朝日, 太は太田昭和センチュリー, トはトーマツ,
至は至誠, 中は中央青山, 優は三優, の各法人。

(11/10~12/10) 総数 110名

義塾の近況について

—平成12年から—

慶應義塾塾員課
三田会編集局

- 1月・「ラグビー大学選手権、14年ぶりに優勝」
創部100周年のシーズンを優勝で飾った。

「理工学部新棟完成」

地上7階、地下2階の建物内には、研究センター、先端専門研究室のほか、ディスカッションスペースなど共通利用の場を多く設け、大学院生に専攻を超えたオープンな研究環境を提供している。

- 4月・「文学部の学科改組」

大学文学部は従来の5学科（哲学科、史学科、文学科、図書館・情報学科、人間関係学科）を「人文社会学科」として統合、1学科体制とした。

「知的資産研究寄付講座開設」

「三田キャンパス東館竣工」

地上9階地下2階のこの建物には、巨大マルチスクリーンが設置された演習・実習スペースや、研究者用の個別ブースが配置されたプロジェクト室など、斬新な研究施設が用意されている。

「K2（ケースクエア）タウンキャンパス始動」

K2（ケースクエア）タウンキャンパスが4月から始動し新しい科学技術の創造と共に地域と連携しながら社会に貢献する研究活動が期待される。

「SFCデザイン・スタジオ棟」

5棟の新研究棟が、産官学の共同研究を促進する新たな研究活動スペースを目指し、企業との密接な連携・協力による研究開発拠点として建設。

「大学院経営管理研究科、世界のビジネス・スクールへ」

米国のマネージメント教育に関する協会AACSBによる認証を日本で初めて受けることになった。

- 6月・「G-ECオープニングセミナー開催」

まったく新しい研究組織として発足した「グローバルセキュリティ・リサーチセンター（G-SEC）」では、21世紀における多様な危機問題、いわゆる「エマージング・クライシス」を各分野の研究者同士が共同研究によって解決を目指す。

「SECに続き理工学部でもAO入試」

「21世紀の新しい研究活動に向けて日吉キャンパスに新研究棟計画」

21世紀を見据えた日吉キャンパスの創造を目指して計画が進められている「新研究室棟（仮称）」の地鎮祭が行われた。

- 7月・「ビジネスの中心地に社会人教育の拠点を「丸の内シティキャンパス」開設へ」

三菱地所と義塾が連携協力して行う生涯学習・社会人教育の拠点として、「丸の内シティキャンパス」が開設されることになった。10月にプレオープン、2001年度の4月に本格的に始動する。

「義塾9番目の学部「看護医療学部」開設へ」

新しい時代にふさわしい看護医療の専門家を育成するため、現在の湘南藤沢キャンパス「文化の森」と並んで、義塾と藤沢市が共同で事業を展開する「健康の森」地区に、2001年4月、義塾9番目の学部として「看護医療学部」を開設する。

「第2回世紀送迎会」

100年前、福澤諭吉は、来る20世紀を迎えるために「世紀送迎会」を開いた。大晦日の夜、諭吉と塾生らは三田に集まり、主要な出席者が世紀送迎の演説を行って氣勢を上げた。慶應義塾では21世紀を迎えようとする今年の大晦日、この伝統ある行事を「第2回世紀送迎会」と銘打ち再び行うことになった。今世紀の締めくりに相応しいフィナーレを教職員と塾生、塾員が一体となって計画された。

- 9月・「三田・日吉間のアクセス向上」

都営三田線三田～目黒間、営団地下鉄南北線溜池山王～目黒間の開業に伴い、両線と東急目黒線（目黒～武蔵小杉）の相互直通運転がスタートした。目黒線は、日吉まで延伸される計画があり、三田～日吉間の直通運転も将来実現する予定。

- 10月・「東京6大学野球7シーズンぶり優勝」

今世紀最後の東京6大学の野球秋季リーグ戦、義塾野球部は早稲田を抑え優勝をもぎ取った。

「2000慶應連合三田会大会」

10月15日日吉キャンパスで開催され塾員の家族も含めて、全国から約1万9000人の来場者を迎え、日吉の丘は終日にぎわいをみせた。

◎石川忠雄前塾長・2000年度の文化勲章を受賞
 10月24日政府から文化勲章6人が発表され、石川前塾長(78)が受賞。「中国憲法史」「中国共産党史研究」等、現代中国研究の分野での顕著な業績を挙げ、特に清末からの憲法の発展を中国政治史の中に位置付けた「中国憲法史」は類所を見ない我が国の現代中国研究の礎を築き、常にアジアの国際問題について発言し、官界や政界との親交を通じて72年日中国交正常化・日中友好関係の維持等に、我が国の進路に少なからぬ影響を与えた。加えて、慶應義塾長、大学審議会会長を歴任し、大学教育の普及・改革や私学の地位向上に心血を注ぎ、学術振興にも多大な貢献をされた。受賞の喜びを、付属の商業学校で15歳で入学してから、ずっと籍を置いてきた慶應義塾への感謝の言葉で表した。「母校への愛着心がなかったら、ここまでやってこれませんでした」。「教育は、改革をして、すぐ変わることができるのではなく、一步一步進む地道なもの。日本の大学は質を向上させなければならない」。大学の現状に危機感を募らせ、「将来象を明確に語れる指導者」の必要性を訴える。一昨年初、一部を除きほとんどの公職を辞した。「中国共産党史の研究は日中戦争勃発から終戦までがぼっかり空いたまま。残された時間で、その空白をぜひ埋めたい」と意欲を燃やした。95年勲一等旭日大綬賞。(10月新聞記事解説)

◎国民栄誉賞・高橋尚子選手に授与

12年10月30日シドニー五輪の女子マラソンで金メダルを獲得した高橋尚子選手(28)に国民栄誉賞が贈られた。黒沢明監督以来、2年ぶり15人目。

◎総理大臣顕彰・田村亮子選手ヤワラちゃんに
 12年11月6日シドニー五輪女子柔道48キロ級で優勝した田村亮子選手に総理大臣顕彰が贈られた。66年創設の顕彰で個人スポーツ選手では8人目。

◎正力松太郎賞が、巨人の松井秀喜外野手に
 プロ野球に最も貢献した野球関係者に贈られ正力松太郎賞(読売新聞社制定)の第24回選考委員会(川上哲治座長)で10月31日巨人4番打者としてチーム6年ぶりの優勝に貢献した松井秀喜外野手(26)が初めて選ばれた。現役選手受賞は同賞が制定された初年度77年の王貞治氏以来で、2度目。

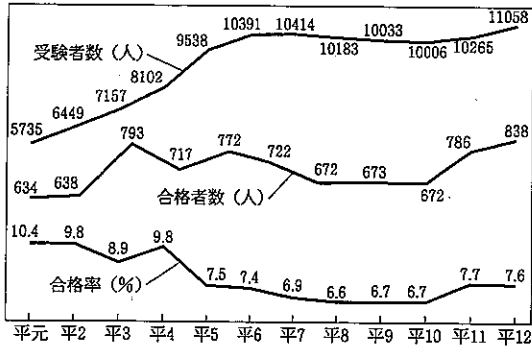
◎参考資料・平成12年衆議院議員当選塾員一覧

- 自民党28名・橋本龍太郎(13)(35政・岡山) 錦貫民輔(11)(25経・富山) 塩川正十郎(11)(19経・大阪) 小泉純一郎⑩(42経・神奈川) 村岡兼造⑨(29経・秋田) 丹羽雄哉⑧(42法・茨城) 中村正三郎⑧(32政・千葉) 堀内光雄⑧(27経・山梨) 保利耕輔⑧(33政・佐賀) 青山丘⑧(39法・東海比) 亀井善之⑦(37経・神奈川) 平沼赳夫⑦(37法・岡山) 中川秀直⑦(41政・岡山) 太田誠一⑦(48経博・福岡) 中川昭一⑥(61特・北海道) 大島理森⑥(45法・青森) 甘利明⑥(47政・神奈川) 川崎二郎⑥(46商・三重) 金子一義⑤(41経・岐阜) 石破茂⑤(54法・鳥取) 逢沢一郎⑤(54工・岡山) 石原伸晃④(56文・東京) 小坂憲次④(43法・長野) 河村建夫④(42商・山口) 山本公一③(45経・愛媛) 伊藤達也③(59法・東京比) 竹下亘①(44経・島根) 後藤田正純①(5商・徳島)
- 民主党12名・小平忠正④(39政・北海道) 海江田万里③(47政・東京) 松沢成文③(57政・神奈川) 永井英慈③(36政・南関東比例) 水島広子①(4医・栃木) 武正公一①(59政・埼玉) 長妻昭①(59法・東京) 江崎洋一郎①(56政・神奈川) 鈴木康友①(55政・静岡) 前田雄吉①(59政・愛知) 松野頼久①(62政・熊本) 首藤信彦①(44経54経博・南関東比例)
- 公明党2名・赤松正雄③(44政・近畿比例) 赤羽一嘉③(58政・兵庫)
- 自由党4名・小沢一郎(11)(42経・岩手) 中井治⑧(44経・東海) 山岡賢次②(41政・北関東比例) 佐藤公治①(48経・中国比例) 以上計46名

◎第2次森改造内閣の顔ぶれ・○は当選回数

総理大臣	森 喜朗①	法務大臣	高村正彦⑧
外務大臣	河野洋平⑫	財務大臣	宮沢喜一⑫
文部科学大臣	町村信孝⑥	厚生労働大臣	坂口 力⑧
農水大臣	谷津義男⑤	経済産業大臣	平沼赳夫⑦
国土交通大臣	扇 千景④	総務大臣	片山房之助②
官房長官	福田康夫④	国家公安	伊吹文明⑥
金融担当	柳沢伯夫⑥	防衛長官	斎藤斗志②
経済財政	額賀福太郎⑥	環境長官	川口順子/民
行革沖繩	橋本龍太郎⑬	科学技術	徳川 堯⑤
以上第2次森改造内閣・平成13年1月現在			

●公認会計士第2次試験・年度別・合格者数●



注：平成12年度の女性合格者は143人（全体の2割弱を占めた）。平均年齢は26.1歳。最低年齢は20歳。

●平成11年度司法試験・大学別・合格者数●

一慶大は合格者数で第3位に（ ）内は昨年実績
大学別合格者数 (人)

校名	合格者数
① 東大	198 (229)
② 早大	140 (139)
③ 慶大	116 (95)
④ 京大	108 (112)
⑤ 中央大	102 (92)
⑥ 一橋大	41 (46)
⑦ 同大	31 (25)
⑧ 阪大	29 (28)
⑨ 東北大	18 (12)
⑩ 上智大	17 (26)
⑪ 明治大	17 (21)
⑫ 名大	17 (8)

11月10日、法務省より司法試験最終合格者が発表され今年度は3万1729人の受験者に対し、最終合格者は昨年度より6人少ない994人、合格率は3.13%だった。慶大は悲願の合格者3ケタを達成し京大を上回り第3位となった。また、全合格者に占める慶大出身者の割合は10%を越えた。

●国家公務員採用I種試験合格者数●

出身大学別合格者数 (人) ()内は昨年実績

校名	合格者数
① 東大	392 (368)
② 京大	151 (166)
③ 早大	78 (76)
④ 慶大	54 (58)
⑤ 東北大	52 (62)
⑥ 東工大	43 (38)
⑦ 北大	41 (40)
⑧ 阪大	36 (33)
⑨ 九大	32 (45)
⑩ 名大	29 (28)

8月16日合格者が人事院より発表され合計3万8841人の出願率に対し、合格者は1228人で、競争率は31.6倍と、過去最高だった前年度の32.4倍に続き、過去2番目の高倍率となった。大学別にみると、慶大は、東大、京大、早大に続いて4位、前年度の58名より4名の減となった。

●国内10大ニュース他、関連情報の総括・資料●

①シドニー五輪で女性が大活躍②三宅島の噴火で全島民が避難③17歳の凶悪犯罪が続発④小淵首相倒れ森連立内閣が発足⑤雪印乳業の製品で集団食中毒⑥新潟不明少女、9年ぶり保護⑦「ON対決」で巨人が日本一優勝⑧白川博士にノーベル化学賞⑨沖縄でサミット開催⑩有珠山が噴火⑪介護保険がスタート⑫日比谷線が脱線し68人が死傷⑬皇太后さまがご逝去⑭「そごう」百貨店が経営破綻⑮旧石器の発掘でねつ造が発覚⑯「加藤政局」不信任案否決で幕⑰ケーブルカー火災で邦人が死亡⑱日本赤軍の重信容疑者を逮捕⑲2000円札が発行された⑳長野県知事に田中康夫氏が当選㉑大阪府に初の女性知事が誕生㉒衆議院選で自公保後退、民主が躍進㉓15歳少年が一家6人を殺傷㉔鳥取県西部地震で大きな被害㉕東海地方で豪雨、9人が死亡㉖新潟県警察幹部が違反もみ消し㉗Y2K問題で安全宣言㉘校庭で児童刺殺の容疑者が自殺㉙佐々木投手が米国大リーグで新人王㉚保険金殺人の金融業者ら逮捕。(12,12,22 読売情報)

●海外10大ニュース他、関連情報の総括・資料●

①アメリカ大統領選挙ブッシュ・ゴア両候補接戦で混乱ブッシュが当選②ロシア原潜沈没で乗員118人が死亡③朝鮮半島で初の南北首脳会談④パリ郊外でコンコルド墜落⑤露大統領にプーチン氏当選⑥韓国の金大中大統領にノーベル平和賞⑦ペルーのフジモリ大統領が罷免⑧パレスチナ騒乱で中東和平プロセス危機⑨LOVEウイルスが猛威⑩ウズベク、メジャー年間3勝を達成⑪ヒトゲノム90%解読⑫台湾総統に陳水扁氏⑬シンガポール機が台北国際空港で爆発炎上⑭ユーゴのミロシェビッチ大統領が退陣⑮国連ミレニアムサミット開催⑯北朝鮮金正日総書記が訪中⑰核保有5か国が核廃絶を確約。(12,12,23 読売情報)

公認会計士三田会会報第25号(平成13年1月30日)

発行所 〒194-0032 東京都町田市本町田3450-161
公認会計士西野清事務所気付
TEL 042-722-8821
FAX 042-722-6651

編集発行人

西野清

昭和53年1月1日創刊(毎年1回1月刊行)
振込口座・さくら銀行霞が関支店
(普通)639-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は全員が協力し合って、公認会計士三田会・会員となられるよう左記迄に、入会申込みを願います。(FAXにて)